

1. 議事日程第3号

(平成20年第8回大口町議会定例会)

平成20年9月22日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
11番	吉田正輝	12番	木野春徳
13番	倉知敏美	14番	酒井久和
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
会計管理者	前田 守文	教育部長	三輪 恒久
企画財政課長	掛布 賢治	税務課長	松浦 文雄
保育長	中野 幸子	保険年金課長	吉田 治則
地域振興課長	星野 健一	学校教育課長	近藤 孝文

生涯学習課長 近 藤 定 昭

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近 藤 登 議 会 事 務 局 長
議 次 佐 藤 幹 広

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

事務局の方でちょっと書類上の不手際がありまして、大変おくれましたこと、おわびをいたします。

ただいまから会議を行います。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時35分）

一般質問

議長（吉田正輝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（吉田正輝君） それでは、土田進君。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。

8番議席の土田進でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、全町農業公園構想の現状についてお尋ねをいたします。

平成15年の3月に全町農業公園構想が提案されました。その提案理由は、「平成12年4月1日に地方分権が制度として成り立って以来、まちづくりは専らそこに住む者の工夫と責任で行わなければならないものとなりました。食料の自給率を向上させることがまちづくりの大切な柱の一つであると位置づけたとき、広く豊かな農地を持つ大口町のまちづくりは、この農地をまちの財産として守り、それが持つ多様な機能を十分活用することからその一歩を始めなければならないものと考え、ここに全町農業公園構想を提案します」とあり、その理念は、「私たちの生存にとって多くの大切な機能を持つ農地、中でも私たちの食を保障するという機能は、最も大切な機能の一つです。こうした農地の持つさまざまな機能を五つの言葉（環境・健康・教育・交流・景観）の5Kに集約し、それに結びつけた事業を通して農業の活性化を図り、食料の自給率を高めていきます。これは、国の農業施策とは視点を異にした取り組みの中で、大口町の農業を活性化し、食料自給力を高めようとする試みです」とうたっています。

この全町農業公園構想が提案されてから5年半が経過をいたしました。この5年間にどのよ

うな事業が行われたのか、お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 改めておはようございます。

土田議員さんの1番目の現状までの実績についての御質問をいただきました。

全町農業公園構想による農業の振興を考えたとき、まず初めに取り組まなければならなかったことは、多くの町民に食や農に対し興味を持ってもらうことでした。いかにして町民の皆さんに興味を持ってもらうかと考えたとき、農地の持つさまざまな機能を、「環境」「景観」「健康」「交流」「教育」の五つに分類の上、集約し、事業を進めることでした。

これまでに行ってまいりました、この5Kに結びつけた事業といたしましては、朝市会の皆さんによる「健康・交流」をキーワードとしました朝市の実施、大口町稲作認定農業者会の皆さんによる「環境・健康・交流」をキーワードとしました枝豆狩りの実施、親話会の皆さんによる「健康・交流・教育」をキーワードとしました古代米栽培事業の実施、河北エコリサイクルの会の皆さんによる「環境・健康・交流」をキーワードとした堆肥を利用した野菜づくり事業の実施、町内の数多くの団体の皆さんとの協働により「環境・景観・交流・教育」をキーワードとしたれんげまつりの実施、大口町園児の食と農を考える北支部会の皆さんによる「健康・交流・教育」をキーワードとしました保育園への給食食材提供の実施、河北地区の皆さんによる「環境」をキーワードとした生ごみ堆肥化事業などがあります。

また、そのほかにも、「交流・健康」をキーワードとしましたふれあい農園の開設、「教育」をキーワードとしました中学校での大豆栽培の実施などを行い、これまでに町民の皆さん、あるいは園児・生徒に対し、五つのキーワードに結びつけた事業により、広く農への興味、食について考える機会の提供などを行ってまいりました。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田進君） 各事業ですね、今まで行われてきました事業の費用は幾らぐらいかかったのか、お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 全町農業公園構想の事業別費用につきましては、平成19年度の決算額でお答えさせていただきたいと思っております。

まず、れんげまつり開催事業が49万2,787円、ふれあい農園事業14万1,421円、生ごみ堆肥化事業が288万5,057円、景観作物づくり推進事業134万9,600円、朝市事業34万6,500円が主なものとなっております。この農業公園構想事業全体では585万7,278円となっております。以上です。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 過去 6 年間の決算書類の全町農業公園構想費として計上されたものを集計しましたところ、約 6,500 万円ぐらい歳出しております。その成果について、町はどのように評価しておられるのか、お尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 過去の成果にどのような評価をされているかということですが、先ほども 10 ぐらいの事業を御報告させていただいたわけでございます。冒頭、土田議員さんからもこの農業公園構想の制定までの理念について、るる発表していただいたわけですが、その精神に基づきまして各事業を展開させていただいておるところでございますが、その精神に基づきまして各事業を展開させていただいておるところでございますが、町民の皆様方が食と農に対する関心が非常に高まってまいって、各事業への参画、さらには共同開催ということで、広く御理解いただいて、展開がなされてきておるものというふうに確信いたしております。以上です。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 金額の多いものの中に生ごみ堆肥化処理施設関係があります。現在、河北地区だけで行われております生ごみ堆肥化処理施設を集中して 1 ヲ所で行うのか、それとも各地区で分散して行うのかという議論が当時の大口町議会でも大変議論になったようであります。私も、豊田区長として在職中に、平成 18 年 8 月と 9 月に各行政区ごとに河北エコステーションと滋賀県甲賀市の水口テクノスへ生ごみ堆肥化処理施設の視察に行きました。その折には、アンケート調査もあったと記憶しております。しかし、その結果も住民に知らされることなく、その後、この議論も立ち消えになってしまっていますが、新焼却施設に向けて動き出している今、生ごみをどうするのかの検討が再度必要だと思います。同僚議員から、本件については後ほど質問があるようですので深く追及はしませんが、平成 18 年に生ごみ堆肥化処理施設の視察をしてから現在までに、生ごみ処理について何らかの検討がなされたのか、お尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 18 年の視察以降の町の検討について、いかがかという御質問であったと思います。

確かに 18 年のときに、2 回ほどに分けて町民の方々に視察に行ってくださいました。さらには、エコステーションの方も視察をしていただいたというふうに記憶しておるところでございますが、当時、集中・分散というふうな形の中で、各処理方法についての勉強、検討をされて、視察のもう一つの中身であったというふうに思っておりまして、その後、集中・分散での内容

についての検討の方に入ってくるわけですが、その後、さきに行いました決算特別委員会の冒頭、吉田議員さんからも御質問がありましたように、この生ごみ堆肥化の処理の方法につきましては、今行っております尾張地域の広域化実施計画というものがございまして、広域化の中でこの処理方法について検討していくということで考えておりますので、現状としてはそんなような状況になっておろうかというふうに思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 生ごみの焼却処理には膨大な費用がかかります。設備費を減らし、維持費を減らす手段として、有機性廃棄物の高速発酵堆肥化施設の検討をしてはどうでしょうか、提案をしておきます。

次に、町のバイオディーゼル燃料 (B D F) への取り組みについてお聞きをします。

2006年3月に新しいバイオマス・ニッポン総合戦略で、現在ほぼ100%石油に依存している運輸エネルギーの石油依存度を、2030年までには80%程度とする、環境を整備することが閣議決定されています。

代替エネルギーの一つとして、バイオディーゼル燃料が注目されています。ドイツでは、70年代に世界を襲った石油危機を教訓として、いずれ化石燃料がなくなる時期が来るとして、化石燃料にかわる燃料の開発をしなければならないという脱化石燃料の方針を定め、さまざまな研究や開発を進めました。その中の一つが、菜種油をベースとした軽油代替燃料です。

日本では、菜の花といえ、菜の花畑や切り花として楽しんだり、春一番の新鮮な野菜として菜花を食べることはありますが、菜種油はそのほとんどをカナダやオーストラリアからの輸入に頼っています。ドイツが誇る自動車メーカーのメルセデスベンツ製のタクシーも化石燃料を80%に抑え、残り20%はB D Fを入れて走っているそうです。アメリカのゼネラルモーターズでは、バイオディーゼル燃料に対応したエンジンの工場をタイに新設し、年10万基以上製造すると発表しました。日本でもB D Fの利用を真剣に考えなければいけないはずです。

愛知県では、平成20年3月にバイオディーゼル燃料 (B D F) 導入ガイドラインを発表しました。これによりますと、B D F 導入拡大検討会の構成員に、国の機関より4人、県より7人、市町村より5人、N P O 1人、大学教授1人の計18人で構成されております。市町村5人の中に大口町環境建設部環境経済課長が任命されておられます。B D F 導入拡大検討会の構成員に大口町が選出された経緯についてお尋ねをいたします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 経緯についての御質問をちょうだいいたしました。

平成19年度、愛知県では、B D F 導入の拡大を目的にB D F 導入拡大検討会が組織されまし

た。検討会の発足に当たり、県下全市町村を対象にアンケート調査が実施され、取り組み意向のあった自治体（豊橋市、碧南市、豊田市、稲沢市、大口町）の中から、単なる廃食油の処理にとどまらず、ほかの事業展開をも検討に入れていること、政策調整課、地域振興課を初めとした担当課を超えた横の連携がとれていることなどが評価されまして、本町が碧南市とともに事業モデル検討対象市町村として選出されました。

その後、具体的な検討を進めるため、検討会の構成員として加わり、事業モデルの構築に向けて検討がされておるとい状況でございます。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8 番（土田 進君） お手元に配られております参考資料をごらんになっていただきたいと思
います。

愛知県の B D F 導入ガイドラインは、A 4、90ページにわたって作成されています。その中
で、大口町モデル案が再三取り上げられています。大口町モデル案はどのような内容なのか、
概要を御説明願います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 大口町のモデル案の概要につきましては、一般家庭からの廃食
油の回収、自主精製、それから B D F を巡回バスへ使用することを基本としました地域内完全
循環のモデルとなっております。

また、将来的には菜の花エコプロジェクトにおいて栽培されました菜の花の搾油、それから
販売されました菜種油から発生しました廃食油の回収、自主精製されました B D F を菜の花エ
コプロジェクトで使用します農耕用車両に使用することをも想定しております。このような概
要となっております。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8 番（土田 進君） 大口町の事業計画は、全町農業公園構想を推進するため、B D F の事業
化に対する強い意向とモデル構築の素地があったからと、県のガイドラインではなっておりま
す。

農業公園構想用備品購入費で購入された食用廃油再生燃料化装置がことしの 4 月 30 日にリサ
イクルセンターに届いております。その後、4 カ月半たった 9 月 12 日までこん包されたまま置
かれていました。

私は一般質問の通告を 9 月 2 日に提出しておりますが、その後、9 月 13、14、15 日の 3 日間
の連休中にどこかへ移動されたようです。なぜ急に移動されたのか。また、どこで、いつから、

どのような形態で稼働される予定なのか、お伺いをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 若干通告と違うところがございます、すみませんでした。

たしか4月末に納入していただきまして、リサイクルセンターの片隅のところに置かせていただいたというのはそのとおりでございます、このBDFの燃料化装置の稼働につきまして、おっしゃられるとおり13日から15日ということで運転をさせていただきました。この食用廃油再生燃料化装置の稼働状況につきましては、本町におけるBDF事業を進めるべく、本年4月にこの装置を購入させていただきました、巡回バスへのBDF混合軽油による運行に向けて準備をしておりましたが、法改正がございまして、現在、BDF事業で精製されました燃料を農業の振興施策としての活用に取り組んでいます。そのような状況ということでございます。

一番の根本的な原因としましては、法改正があったというのが一番の原因かなというふうに思っております。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 私は、今、急に場所をなぜ変えられたのか、設置場所はどこなのか、稼働開始予定はいつごろなのか、どのような形態で稼働される予定なのかということをお聞きしております。よろしくお願ひします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 場所を、あそこでやらなかった一番の原因といたしましては、リサイクルセンターは三相200ボルトの設備が今すぐ使える状況ではなかったというものでございます。その関係がございましたので、河北のエコセンターの方で稼働させていただいたというものでございます。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） どこへ移されて、いつから開始されるのか、稼働日数等をお伺いいたしておりますが、今、回答がありませんでしたので、再度お願ひをいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 大変御無礼いたしました。

今後の計画でございますが、またリサイクルセンターの方に電気工事の方をやっていただきまして、こちらの方で稼働する予定でございます、そちらの方で廃食油の回収を今していただいておりますので、そちらの方をBDFの精製という形でやってまいりたいというふうに思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) それでしたら、場所を移動する必要はなかったんじゃないですか。なぜ場所を移動されたんですか、お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 当初は B 5 とかいう考え方も県の B D F のガイドラインの中にあっただけですが、それから、今、回答はしておられないんですが、農耕用の機械、さらには農業用施設のボイラー燃料というような活用をしてみたいということでございますので、リサイクルセンターの方に町民の皆様方が廃食油の方を持ってきていただけます。さらには、集積場からの回収がそちらへ集まってまいりますので、そちらの方で本格的にやってみたいというふうに思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 何度もお伺いしていますが、今、それはどこにあるんですか。リサイクルセンターにはないと思いますけど。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 先ほど私も申したつもりでおったんですけど、言葉足らずで大変御無礼いたしました。河北のエコステーションであります。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 今、リサイクルセンターには三相の電源が来てなかったということですが、当然そのようなことは前もって準備をしておくべきだと思います。この 4 ヶ月半ほうってあったということは非常に問題だと思います。

また、B D F 導入ガイドラインの大口町モデルでは、家庭用食用油の消費量は、大口町で年間 3 万 7,814 リッター、回収推計量は 1 戸当たり 0.86 リッターと仮定すると、年間で 6,419 リッターと見込んでおります。しかし、精製量の目安は、18 年度実績の回収量、年間 1,368 リッターを週 2 回の作業を想定し、1 回 15 リッター、月 8 回稼働で 120 リッターとしています。大口町が購入した食用廃油再生燃料化装置の製造能力はどのような仕様になっているのでしょうか、お尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 装置の処理能力は、6 時間で 100 リットルの廃食油の精製が可能です。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 精製量の目安が年間1,368リッターであるならば、仮に1日100リッター精製すれば、年間で14日間の仕事しかありません。稼働はたったの14日間で済むわけですね。6時間で100リッター、1日で200リッターの製造が可能であれば、なぜ1日15リッター、月8回稼働で、月に120リットルの精製量を目安としたのか。また、なぜ精製量の目安を、回収見込みの6,419リッターではなく、18年度実績の1,368リッターとしたのか、お尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) この当時のモデルを策定したときの背景でございますが、先ほどもちらっと言ったんですけど、B5でまず想定しておったということございまして、5%までという形のものでございます。それで、その状態で、巡回バスへの使用という想定の中でこのモデル案ができ上がっておりますので、十分対応できるという中で、このモデル案ができ上がったものでございます。よろしくお願ひいたします。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 精製量、月100リッターとなって、この最終でいきますと、8%の混合で、B8で使用すると、コミュニティーバスで年間でほぼ100%使い切ることを想定しているようであります。BDF製造装置は1日200リッターも可能であり、1日15リッターではなく、廃油の回収量を上げれば、もっと多くのBDFを製造できるはずでございまして。BDFの原料となる廃食油は、家庭から回収する仕組みがしっかりしていなくては精製プラントは無用の長物でしかありません。江南市では、「廃食用油回収中」の大きなのぼり旗を立てて回収をしております。平成18年6月より市所有のごみ収集車2台が、車体に「リサイクル燃料車」と大きく書いて走っております。昨年、環境建設常任委員会で廃食油の回収率を上げるため、協力していただける家庭に広口のポリタンクの配付を提案しましたが、その後、廃油を少しでも多く集める仕組みを検討されたのかどうか、今後の見込みも含めて、お伺いをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) いかにも多くの廃食油を回収していくかということが、このBDF事業の命運にかかってくるのかなというところも思うわけございまして、その一つとしましては、広報の20年の7月号に回収についての案内をさせていただきました。ごらんいただけた方もあるかと思ひます。

さらには、昨年の4月1日からオープンさせていただきましたリサイクルセンターへの持ち込みをお願いしてございまして、その中では、ことしの4月から開始させていただきましたスタ

ンプカードも可能ということで展開をさせていただいておりますので、徐々に広がってきておるといふふうに思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) それから精製した油、B D F を使用するについて、法律上の問題、例えば税法とか消防法、また安全上の問題はないのか、お尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) この精製されました B D F の油の安全性というのは、とらえ方によっては 2 面あるかと思えます。1 点は、今言われましたように消防法であります。これは第 3 石油類という扱いになるみたいでございまして、400 リットル以上の保管の場合は消防署への届け出が必要になってまいります。また、その前の廃食油につきましては、2,000 リットル以上の保管についても同様に消防署への届け出が必要になってまいります。

今回本町で予定しております B D F 事業では、消防署への届け出義務が生じる量ではありませんが、B D F 精製時には苛性ソーダを使用することなどからも、取扱責任者を定めておくなど万全の注意を払って実施してまいりたいというふうに考えております。

また、法律上の問題につきましては、さまざまな法等の規制を受けるため、国、愛知県の各担当部局より選出されております B D F 導入拡大検討会の委員の方々の御指導をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 法律上の問題のないよう、くれぐれも注意をして進めていっていただきたいと思えます。また、作業者の安全性や環境に十分配慮をして、運用されることを期待しております。

次に、B D F について、平成 19 年 9 月と 20 年 3 月の環境建設常任委員会で説明がありました。愛知県の B D F 導入ガイドラインの中の大口町モデル案の特徴として、菜の花エコプロジェクトが取り上げられています。「広報おおぐち」では、昨年の 5 月号と 10 月号でその取り組みが紹介されております。大口町資源循環サイクル (全体イメージ図) が示され、「菜の花を育てていただける方を募集します。休耕地、遊休農地をお持ちの方、あなたの土地を資源循環サイクルの一環として、きれいな菜の花畑にしてみませんか。プランターでの栽培も可能です。御協力いただける方は環境経済課、または地域振興課へお申し出ください」と呼びかけられました。主催は大口町 N P O 登録団体ヘルシーエイジングの会となっております。菜の花エコプロジェクトへの参加人数、栽培面積、そして収穫量等の実態についてお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 平成19年度に実施をいたしました菜の花エコプロジェクトにつきましては、大口町のNPO登録団体でございますヘルシーエイジングの会の皆さんにより実施されました。

その事業内容といたしましては、4月に開催されましたれんげまつりにて、バイオディーゼルを燃料といたしましたゴーカートの走行、5月には、40名の参加を得て講演会の実施、10月には、35名の参加を得て講演会、廃食油からの石けんづくり、菜種の種まきを実施しまして、そして本年6月には、20名の参加により菜種の収穫を行いました。

この事業での栽培面積につきましては、2筆で約924平方メートル、収穫量はこの2筆で36キログラムという状況になっております。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田進君） 愛知県に出している大口町のBDFの事業モデルでは、行政主導、民間支援型になっています。行政がこの事業のモデル案を構築したということは、民間を支援して成果が上がるように、行政が責任をとるモデルです。菜の花エコプロジェクトが、今お聞きしましたところによりますと大した成果は上がっていないということではありますが、これをNPOヘルシーエイジングの会のせいにはならないと思います。

ことしも種まきの時期が近づいております。全町農業公園構想の理念である五つのキーワード、「環境」「健康」「教育」「交流」「景観」を菜の花エコプロジェクトはすべて兼ね備えている事業であると私は評価しております。全町農業公園構想での事業として今後も継続していくのであれば、菜の花エコプロジェクトの推進を図るべきです。菜の花エコプロジェクトの主体は、今後もNPOヘルシーエイジングの会とされるのかも含めて、今後どのように推進していけるのか、お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 今後の菜の花エコプロジェクトの推進につきましては、全町農業公園構想における「景観・健康」をキーワードとしました事業に位置づけて進めてまいりたいと考えております。

現在本町において実施しております景観事業では、種を販売店から購入していることから、今後は町内で栽培された種を品質に応じて町で買い取りまして、町内での景観事業に利用させていただく、あるいは菜種を加工して食用油にして給食等で利用するなど、地産地消に活用していくなど、地域内で菜種の栽培から菜種油の加工、販売までをトータル的に取り組んでいける仕組みを住民の皆さんと考え、菜の花エコプロジェクトを推進してまいりたいと、かように

思っております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 私も菜の花エコプロジェクトに興味を持ちまして、昨年10月にさくら屋へ立ち寄った際に菜種を100ccほどもらいました。それを60坪ほどにまいてみました。当然収穫は専門の機械でやってもらえるものと思っていました。ところが、収穫の時期が来て、NPOヘルシーエイジングの会に問い合わせましたところ、「はさみで一枝一枝を手で摘み、可燃ごみの袋に入れて自宅で保管し、乾燥したら種にして持ってきてください」と指導されました。私は実ったものから5回ほどに分けて収穫し、かさでいいますと、リヤカーの荷台に押し込んで5杯ぐらいになりました。それをブルーシートの上で乾燥させ、足踏みで種出しをするという原始的な方法で収穫をしました。収穫量は、菜種で23キロになりました。NPOヘルシーエイジングの会にそれを引き渡しました。その結果、菜種油が600グラム入りの瓶4本になって帰ってきました。これが見本です。1本だけいただきました。

環境建設部参事は、ことしの3月の定例会の際に、私の質問に対して、「つくっていただいた喜びとでき上がったものに対して、油が必ずとれるはずですので、それを楽しみにしていただきたい」と答えてみえます。プロジェクトに賛同し参加しましたが、これほど大変なこととは思っていませんでした。

大口町には、遊休農地が平成18年度調査で田畑合わせて7.5ヘクタールあるとのこと。今後、兼業農家等で高齢化や跡継ぎがなく、離農する人が増加して、ますます耕作しない田畑がふえるものと思われます。田んぼは、認定稲作農家の努力で規模拡大、農地の集約化等を図れば、引き続き農地として活用されていくと思われます。しかし、畑については、野菜栽培は稲作に比較すると倍以上の手間がかかり、引き受け手もなく、耕作されない畑がふえてくると予想されます。こうした遊休農地を有効に利用して、菜の花の栽培面積をふやし、原始的手作業ではなく、専門の機械を導入し収穫しなくては、この菜の花エコプロジェクトは継続が難しいと思います。この菜の花エコプロジェクトに機械の導入を検討されてはどうか、お尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 機械の導入について御質問をいただきました。

菜の花エコプロジェクトでは、菜種を業者に卸していただくだけでは事業として成り立たないことは、今の御発言からも、昨年の実績からも明らかでございます。菜種の生産から菜種油の加工、そして販売までを取り組む必要があると考えております。そのためには、今の御質問にありましたように機械の導入、あるいはレンタルなども含めた検討が必要であるというふうに考

えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) この菜の花エコプロジェクトは、ボランティアの力だけでは達成できません。全町農業公園構想の一環として菜の花エコプロジェクトの推進を図るのであれば、地域資源循環型補助事業等と認定し、菜の花の栽培に助成金等を検討できないか、お尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 助成金について御質問いただきました。

菜の花の栽培に対しまして助成金を交付することにつきましては、さまざまな手法の中で考えてまいりたいというふうに考えております。一つの例といたしましては、栽培開始後 3 年程度は菜種の現物を支給する。栽培された菜種については、品質に応じて買い受ける。次に、菜種を播種する方に支給する。現在町で実施している景観事業で利用していくなど、町内での循環システムを早急に構築することで、どの段階での助成が効果的であるのかを検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 今、助成金の検討をされるということでもありますので、ちょっと安心をしましたが、この事業を継続していこうということであるならば、どうしても助成金は必要だと思ひます。

愛知県に対しまして、バイオディーゼル燃料導入ガイドラインに、これだけ大口町事業モデルの特徴として菜の花エコプロジェクトが取り上げられている以上、もしこの菜の花エコプロジェクトを断念することになれば、大口町の名誉にもかかわることだと思ひます。全町農業公園構想の一環である菜の花エコプロジェクトの推進をぜひ図っていただきたいと思ひます。

次に、別の視点からお尋ねをします。

全町農業公園構想は、有識者 5 名による全町農業公園構想懇談会からの意見、提言を受けて、農業関係者を中心に 13 名の委員で組織する全町農業公園構想策定委員会で協議がなされ、平成 15 年 3 月に策定されました。その後、5 K (環境・健康・教育・交流・景観) に結びつけて実施する具体的な事業は、町の関係課の職員で組織する全町農業公園構想推進会議を通して構想の充実を図っていくことになっていましたが、その後の会議の経過と、会議でどのような討議がされたのか、お伺いをいたします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 構想の推進会議の経過、会議の内容についての御質問であった

と思います。

全町農業公園構想の策定に当たりましては、構想に関する提言等をいただくことを目的といたしまして、大口町農業公園構想懇談会を平成12年に開催しまして、農業に関する識見を有する方5名から構想の骨子となる考え方についての提言をいただき、平成13年には構想を具現化しまして、その基本構想をまとめることを目的として、町内各種団体の皆さん13名によります大口町農業公園構想策定委員会を開催しております。

御質問の全町農業公園構想推進会議につきましては、平成14年農業公園構想の基本理念につきまして、各担当課においてその理念を共有してもらうことを目的にいたしまして、職員で組織した組織でございます。担当各課においてこれまでに実施してまいりました事業を農業公園構想の5Kに照らし合わせることで農業公園構想の推進を図ったものでございます。よろしく願いいたします。

(8 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) そのときの内容に対する成果と評価、どのようなものがあったのか、お尋ねをします。

議長(吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 成果と評価でございます。この全町農業公園構想の策定に関しましては、これまでに数多くの団体、あるいは農業に識見を有する方々の御協力を得まして、農地の持つさまざまな機能に着目した構想がつくられたというふうに考えており、さまざまな場面で全町農業公園構想の理念に通じる事業が多く展開されるようになったというふうに感じております。以上です。

(8 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) 今後も全町農業公園構想推進会議をしっかりと開いていただきまして、これからますます推進されていくことを期待しまして、次に移ります。

全町農業公園構想では、広く豊かな農地を持つ大口町のまちづくりは、「この農地をまちの財産として大切に守り」とあり、このことが一番の目的であると思います。

この構想が打ち出されてから、どれだけの農地の減少があったのか、年度別推移をお尋ねします。

議長(吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 平成15年以降の農地面積につきまして、次のとおり報告させていただきます。

平成15年につきましては553ヘクタール、平成16年につきましては550ヘクタール、平成17年につきましては548ヘクタール、平成18年は540ヘクタール、平成19年は534ヘクタール、平成20年は527ヘクタールというふうな経緯でございます。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 平成14年度末と平成19年度末の農地面積を比較しますと、田畑で約28ヘクタール、全体の約5%が減少しております。全町農業公園構想が打ち出される前の5年間で20ヘクタール、構想後の5年間で28ヘクタールの農地が減少し、構想が打ち出されたのに、さらに農地が加速度的に減少しています。このことをどのようにとらえておられるのか、また農地減少の歯どめ策を検討できないのか、お尋ねをします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 今、6年ほどの農地面積の数量について御報告を申し上げたところでございます。確かに平成18年あたりから減少が多くなってきておる傾向が出ております。町の方としても、この農業公園構想での考え方と、それから農地の活用の面、さらには工業の方面からの利活用という面もございまして、具体的な手だてというものを今持ち合わせておるわけではございませんが、無駄な乱開発がされないような形での指導はしておる状況でございます。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 今のお答えですと、農地の減少を食いとめる策は今のところない、なるようになっていくんだというように受けとめているわけですけど、何かやはり検討していただきたいと思います。

全町農業公園構想のもう一つの目的は、食料の自給率を向上させることです。食料の自給率の向上を図ろうとするのであれば、専業農家の育成と、また財政面での援助がどうしても必要です。専業農家として生計を立てることは大変困難な時代です。その上、農業者が高齢化し、また後継者もなく、農地として維持することは大変困難になってきています。大口町は名神高速道路小牧インターにも近く、また国道41号、155号も通っており、流通業、先端技術産業等の進出もしやすく、今のままの状況では農地はどんどん減少していくことは明らかです。

前回の一般質問で私は、農地転用が進んでいるが、全町農業公園構想と都市開発のどちらを優先させるのかとお聞きをいたしました。環境建設部長は、「農地転用は許可制、目的は優良農地を確保し、農業との土地利用の調整を行った上で、他用途への転換要請にこたえ、地域開発のための計画的な土地利用を図るため、許可基準に適合した上で、市街地隣接地域から農業

経営の安定を図りながら、順次転用されるよう進めていく」と答弁されました。

この中の「市街地隣接地域から農業経営の安定を図りながら」の「農業経営の安定を図りながら」とはどのように解釈すればいいのか。また、「順次転用されるよう進めていく」ということは、都市開発が優先されるとも受け取れるが、全町農業公園構想はそもそもだれのためのものなのか、お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 全町農業公園構想と都市開発のどちらを優先させるのかとの御質問に対しまして、どちらを優先してという考えは持っておりません。農地として守らなければならない地域、あるいは他の用途への転換要請にこたえるべき地域があると考えております。しかしながら、現在では農業から得られる収益が、ほかの用途に転換した場合に得られる収益と比べ、はるかに少ないことによりまして、本来農地として守っていく必要がある土地についても他の用途への転換要請が多くあることから、全町農業公園構想を策定し、農業の振興を図っております。

全町農業公園構想はだれのためのものなのかとの御質問でございますが、この農業公園構想は、本町におけるまちづくりの柱の一つとして取り組んでおります。よろしく願いいたします。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8 番（土田 進君） 本当にこの構想を推し進めていけるのか。私も含めて、町民みんなが非常に注目しております。今の状態で継続するのであれば、大した成果は得られないと思います。全町農業公園構想の抜本的な見直しの時期に来ているのではないかと。そのための具体的な新しい施策がないか、お聞きをいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 推進していく施策ということでございます。平成15年3月、全町農業公園構想が策定された当時は、食や農に興味を持つ方は一部の限られた方でありました。その中で、町の食料自給率を上げることを目的といたしました全町農業公園構想を具現化していくためには、多くの町民に食や農に対し興味を持ってもらうことがまず必要でありました。そのため、これまでにさまざまな団体の皆さんとの協働により、農地の持つ機能を多面的にとらえた施策を実施してまいりました。

これらの施策の実施、あるいは最近の食の安全を脅かすさまざまな問題により、多くの町民の皆様は食と農に対する興味・関心を抱いていただける状況になったと考えております。したがって、議員御質問の今後の全町農業公園構想の推進に当たりましては、農業が業として、

なりわいとして成り立つ仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

先日の報道番組では、「守りの農業から攻めの農業へ」との事例で、高い日本の農業生産技術を生かし、海外への高価な農作物（果樹）の輸出の事例、あるいは特殊な冷凍技術を生かしました水産物の加工場を町の第三セクターで整備し、大きな成果を上げている自治体の事例が紹介されました。

本町におきましても、農に対する深い知識をお持ちの方が数多くお見えになります。また、他の市町にはないハイテクの工場が多く立地しているといった環境にあることから、こうした恵まれた環境を農業の振興に生かすことなどを初め、生産性の向上、農家の所得向上につながる施策を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） ぜひ農業で生計を立てていこうという希望を持ってみえる人たちが、生計が立てていけるように、町としてもいろいろと御尽力を願いたいと思います。

最後になりましたが、私は現在、議会だよりの編集に携わっています。先々月、7月29日に郡上市議会だより編集特別委員会の視察を受け入れた際、郡上市の委員より、「一般質問に郡上市長は、県の職員上がりだから、少し発言を控えたらと思うぐらい発言をするのに、なぜ大口町の町長は一般質問に答えられないのか」という質問を受けました。

また、先月、8月1日に行われた愛知県町村議会広報研修会に参加した折に、他の町の議会だよりとともに、大口町議会だよりもクリニックを受けました。そこで、講師の先生より、「これは広報編集の問題とは関係ないが、それにしても一般質問で町長答弁がなく、全部部長、室長というのはちょっと気になります」とのコメントがありました。

そこで、あえて酒井町長にお伺いをします。

酒井町長は、2期目の選挙前の後援会入会案内（討議資料）の漫画で、これですけど、「大口町の全体を農業公園と考え、そこですべての世代の住民が生き生きと暮らせるまちづくりを進めていく。農業を未来型産業と位置づけ、生ごみは堆肥化することで環境問題にも対応できるし、農場を経営することで雇用を創出することができる。これが全町農業公園構想だ」とうたい上げられておりました。果たしてこの5年半で、農場を経営する人が出てきたでしょうか。また、雇用が創出されたでしょうか。

それが去年の選挙のときには、「今、大口町は元気だ。産業界も活気にあふれています。未来をつくる喜びを実感していただける施策を遂行していきます」となりました。産業界に活気が出たのは大口町の最近の施策のせいでしょうか。また、全町農業公園構想にはマニフェストでも一切触れられていません。まさか全町農業公園構想をあきらめられたわけではないと思

ますが、この構想の実行について、ぜひ酒井町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（吉田正輝君） 酒井町長。

町長（酒井 鎧君） 町長として、約10年間町政に携わらせていただいてまいりました。1期目はしゃべり過ぎるくらいしゃべって非難を受けたところでもありますけれど、今、私どもは町政について、後輩の育成に当たっていく時期だと考えております。今回の一般質問につきましても精査をさせていただきました。指導もさせていただいたつもりであります。議員御質問のように、農業の用地の乱開発が進んでいくのではないかと、こういう御質問でありましたけれども、これについても、農業用地の純化として、国へトップとして申し入れをしたケースがあります。残念にも理解をいただけなかった。あるいは、まだ内部の調整ができていなかった。こういうことを反省しておるわけではありますが、決して農業を軽んじているわけではなく、農業の推進に理解と興味をお持ちいただけるように全町農業公園構想を策定し、今、懐かしく私の漫画を見せていただきましたけれども、1期目の選挙では、農業公園構想を未来型産業と位置づけ、これの推進をお約束したことはいまだに忘れておりませんし、その方針に二言はないわけであります。しかし、現実の農業の置かれておる環境は、汚い、きつい、あるいは安い、臭い、3Kとも、1Yとも言われるような現況にあります。そうした中で、極めて安い所得の中でこれを行っていく。こうしたことへは行政が何かの支援をし、工夫をする必要があるかと、このように思っております。

また、堆肥化については、議員にも御質問をいただきましたけれども、ごみ処理の問題につきましては、河北に施設があるわけでもありますけれども、いまだに迷惑施設として存在するわけであります。住民が理解し、納得して、その施設を誘致することが一番肝要なことだと思っておりますし、その施設を周辺が利用することによって、あるいはその施設によって効果を共有することができることが肝心なことであろうと思っております。今、更新の時期を迎え、そうした施設について、周辺対策ということも含めて、地域の皆様方に施設の有効性、その施設の利用価値を見出していただきながら、施設の更新に向けて取り組んでいきたい、このように思っております。

先ほどの菜の花プロジェクトの件でありますけれども、大変御無礼だとは思いますが、この一般質問の回答を読ませていただく中で、弁解から入ってきた。法律が変わった、こういうことで頓挫しそうなプランであります。それを読ませていただいたときに、その機械の搬入を知ったというのが現状であります。大変にお恥ずかしいことでもありますけれども、リサイクルセンターへ私も見に行かせていただきました。本年の4月30日に納品をされておる、こういって、まだこん包をしたままであります。担当者とよく協議をし、これをどういうふうに扱っていくか。法律の改正によって、これを頓挫するのか、それとも継続していくのか、

自分らの本音で話してほしい、こんなことで議論をしたわけでありませぬ。もとより担当といましてこの施策を頓挫するわけにもいかぬ。しかし、どう対応していくか、これに苦慮してある、こんなことを聞いたわけでありませぬ。

勢いまずその機械を見ること、そして性能を確かめること、そしてでき上がったものの品質を体感すること、このことが大切である。こん包を解いて、その現況を認識する作業のできる場所を探していただいた。これが答弁の一部始終であります。それによって、ディーゼルエンジンへの利用ができる。このことについても今後対応をしていくということでありませぬけれども、一応今テスト運転で利用をしていただき、バイオエネルギーそのものがトラクターに、あるいは農業用に利用できるということでありませぬので、こんな利用の仕方を取りあえずはしていただくことができる。今、ガソリン等エネルギーの高騰が心配されるときでありませぬので、温室栽培の資源として、熱エネルギーとして、あるいは動力の源として利用がいただけるように改良をしていくことができるのではないかと、今、担当が一丸となって取り組んでおるところでありませぬし、この回収量に対しても、もっと多くの回収を進めていくために努力をしていくと、こういうことを誓っております。

ぜひこの菜の花プロジェクトに引き続き御理解と御支援をいただきますようお願いをしたいと思いますというふうに思っております。

今後の施策については、担当者を中心に十分に協議をしながら進めていく所存でありますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) どうもありがとうございました。

酒井町長の専業農家に対する配慮、また全町農業公園構想に対する強い思いを聞かせていただき、少々安心をいたしました。これからぜひ積極的に取り組んでいていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

食料自給率が日本は40%、大口町では30%以下だと思っておりますが、この自給率が低いことが現在問題になっております。食料を生み出す農地が減少すれば、ますます自給率は下がっていくと思っております。また、農地の持つ多面的な機能ははかり知れませぬ。青々と育った緑のじゅうたんのような田んぼ、また黄金色に実った稲穂の波は、眺めているだけで心が和み、満たされた気持ちになります。そのような田園風景の中を登下校する子供たちはきつとすくすくと心優しい子供に育っていくと思っております。開発の進んだ工場や倉庫を見ても心は和みませぬ。一度締め固められた田畑は二度ともとは戻りませぬ。この豊かな農地を子や孫に引き継ごうとする全町農業公園構想には大いに賛同するものであります。しかしながら、今までとられてきた事業で、実

績と言えるほどの高い評価のできるものは残念ながらほとんどなかったと言わざるを得ません。構想実現の具体的な努力が足りなかったのではないかと。このすばらしい構想が絵にかいたもちにならないよう、行政主導で実現していただきたいと要望しておきます。

最後に、町の行政について、町民の方より手紙をいただきましたので、その一部だけ紹介させていただきます。

「今までの町の行政を見ていると、風船を上げてから、後から肉づけをする感じがして、内容が伴わないように思うことが多い。背伸びせずに、こつこつと実績を積み上げてほしいものです」との内容でした。今回、一般質問で取り上げた事例だけではなく、さまざまな行政施策が、まず風船を上げられるものの、結果がうやむやになっているような感じがするのは私だけでしょうか。難しい言葉や目新しい施策にばかり目を奪われるのではなく、本当の大口町の未来に何が必要であるのかをしっかりと議論し、地道に成果を上げていくことこそ肝要であると思います。大口町の行政施策の集大成として、これらの事業の成果を広く住民に還元することこそが行政の責任であると自覚をしていただき、よりよい大口町の発展に尽力してほしいとお願いをしまして、私の質問を終わります。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、11時まで休憩といたします。

（午前10時47分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時00分）

丹 羽 勉 君

議長（吉田正輝君） 続いて、丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 7番議席の丹羽勉でございます。

私は、平成19年度決算書から2点及び行政サービスと行政コストについて質問させていただきます。

私は、昨年9月議会での質疑で不納欠損額について質問させていただきました。毎年質問をいただいているということながら、御丁寧に時効消滅、執行停止の法的根拠の御説明をいただきました。さらに、18年度の不納欠損額は町税の2,700万円であったが、16年度、17年度についてはもっとかなり高額な金額を計上していたというようなお話でした。また、税務課職員が一丸となって臨戸訪問、電話による督促、休日の収納窓口の開設等々、収納率向上に努めているということでした。しかし、私にはその答弁がちょっと疑問に残りました。不納欠損は、法的根拠があるからいいんだというように聞こえました。

そこで、昨年に引き続き、町税の不納欠損についてお伺いします。

まず、町として時効による消滅や、どうしても徴収できない執行停止を回避するために実施された施策をお伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 町税の不納欠損を回避するためにどのようなことを実施したかという御質問であります。

時間外の収納窓口の開設を、今もお話がありました。平成16年度から行っています。その内容は、平成16年の10月から第4金曜日（午後5時30分から午後7時まで）と第4日曜日（午前10時から午後2時まで）を実施しました。また、平成17年の10月からは第1日曜日の休日窓口を追加しました。

次に、徴収強化月間として、8月と12月に税務課職員全員で町内の滞納者宅を訪問しました。

また、職員の交流制度として、平成19年10月から12月の3ヵ月間ではありましたが、愛知県西尾張県税事務所の職員2名に大口町に来ていただきまして、徴収等の指導をいただきました。以上であります。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 税という観点で、国民健康保険税は目的税でございますので、そういう観点でお答えさせていただきます。

国民健康保険税につきましては、平成13年4月から国保税滞納者対策実施要綱により、特別の事情なく国保税を滞納している世帯主に対して短期保険者証及び資格証明書を発行しておるところでございます。

また、税務課と連携のもと、年間で2回、8月及び12月を徴収の強化月間として、土曜日・日曜日を含めた納税相談、さらには年末の家庭訪問や随時の納税相談などを実施いたしております。こうしたことを通して滞納者への接触の機会をふやし、国民健康保険制度の仕組みなどを理解させ、公平・平等性の原則に立ち、特に新規滞納者の抑制に努めているところでございます。

また、平成19年度は、先ほども総務部長から話がありましたように、愛知県との職員交流により県税事務所から税務課へ2名の職員の派遣を受け、徴収の指導により収納率の向上につながったと考えております。

今後も、税務課収納グループと滞納者に対する情報の共有など、さらに連携強化を図り、国民健康保険税のみならず、税全体の収納率向上につなげてまいりたいと考えております。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 種々いろいろと施策を講じて、その不納欠損額を回避するという施策が行われておるということは理解しました。

しかしながら、毎年毎年二千数百万円の不納欠損額です。同じことを毎年やっておっても、その効果というものはあらわれてきません。新しい施策を講じて不納欠損額を減少させるように努めていただきたいと思います。

18年度の不納欠損額は2,770万、19年度が2,500万でございました。その差270万ぐらい不納欠損額が減少しておりますが、それはいかなる手法、施策を講じてこういう成果が上がったのか、お伺いいたします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今もお話をしました日々の積み重ね、さらには19年度におきましては、県の方から職員交流制度として来ていただいた、これによる成果ではないかというふうに認識をしております。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 予想の答弁でございましたが、そういう手法が成果が上がるということであれば、今後もっとそういう施策を講じていただきたいと思いますというふうに思いますが、この件についての質問は次に予定をしておりますので、次の質問に入らせていただきます。

昨年の質疑のときに、都市計画税の今後の見通しについてお尋ねをしました。そのときの答弁では、「現在の繰越滞納件数109件、収入未済額170万円で、今後の見通しは19年度に59件、80万円が消滅、20年度に30件、30万円が消滅し、20年度末の残は20件、60万円で、おおむね平成23年度で全部消滅する」という答弁をいただきました。

都市計画税は、平成15年度から税率が100分のゼロですから、新規に発生しないこととなります。その間で徴収できたもの、時効の中断等の事情で変わることがあっても、おおむね毎年度消滅件数、金額が把握できると思います。昨年の答弁では、19年度は59件、80万円が消滅するという答弁をいただきました。しかし、ことしの決算書を見せていただきますと、95万5,600円が消滅と。15年度から何ら動きがないのかかわらず、消滅額が15万増額しております。減ることはあっても、ふえるのはちょっと私は理解できません。その辺のところはいかがでございましょうか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 昨年の御質問よりも、19年度の決算において不納欠損額が15万円ほど多いということでございますが、件数については、昨年お答えをしました件数と同じでございます。計算上の何かがあって、今の15万円というのが説明の折にちょっと間

違っておったのではないかなというふうに思います。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 極めて遺憾な答弁だと私は思います。

80万円が95万ということは、約20%増額ということになると思います。やはり計算間違いとか、そういうことでなくて、具体的な事情、これはもう基本的には動かない数字だと思うんですね、15年度から税率が100分のゼロですから。そういうものに対して、この程度の答弁、これが当初予算の何十億という中の15万ならいざ知らず、わずか80万のものが95万、15万増額されるというようなことだと、そうすると、ほかのものでもこういう状態が許されるというようなことになってしまいます。この辺のところは、計算間違いだったら、どういう計算間違いだったかということをおひとつ御答弁いただきたいと思います。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 今、手元に資料がございませんので、資料を示しまして御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) その資料をもとに皆さんが納得できる御答弁をいただきたい。私だけじゃないと思うんです。数字というものはプラ・マイ・ゼロというように合わなきゃいかんと思うんですよね。そういうものがこのような状態で許されるということは、やはり行政の対応といいですか、そういう態度はちょっと許せるものではないと私は思います。

不納欠損を皆無にすることは天文学的なことかもしれませんが、近隣市町のレベルまで減少させる余地はあると思いますが、近隣市町に比べますと非常に不納欠損額が多いと思います。それを解消するための何か具体的施策はお持ちでしょうか、お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長 (森 進君) 私の手元にある資料を見る限りで、近隣市町と不納欠損額について、際立って多いというふうには思っておりません。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) それでは、その件につきましては、あとに予定しております行政コストのところでも詳しくお伺いすることといたしまして、次に移ります。

最近では、差し押さえ等の必要な措置を講じずに、租税債権を時効により消滅させたことについて、消滅時効の完成により徴収できなかった額等を地方公共団体に対する損害と認定し、

地方公共団体の長や担当職員がこれに係る賠償責任を問われるケースも見られるようです。地方公共団体に損害を与えたことにより、担当者とか、その責任者である首長が賠償責任を問われるというようなケースがあるということでございます。どうかこのような不幸な事態を招かないように、平素から厳正な職務執行に努められるよう要望し、次に移ります。

先ほどもちょっと御説明がございましたが、昨年の10月、本町に西尾張県税事務所の職員が2名派遣されたということでしたが、期間につきましては3ヵ月、その目的はどういうことでしたでしょうか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 主に徴収業務であります。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） それは、本町からの要請でしょうか、県税事務所の方から指導、派遣というようなことでしょうか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 町からの要請にこたえていただいて、派遣をいただいたものです。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） ならば、もう少し頻繁に要請をして、不納欠損額を減少させるということとはできないのでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 不納欠損を抱えておるのは大口町だけではございません。近隣の市町、あるいは愛知県下の市町において同じように徴収に手を焼いておるのが現実だというふうに思います。そういう中で、県との間で職員の交流というのが制度としてできました。ですから、今の段階では、毎年、あるいは1年の間に数回、この交流制度によって職員の方の派遣をいただくというようなことは現状では難しい状況でございます。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 私としては、成果の上がることであれば、できれば複数回、もっとそういう制度を利用して対応していただきたいと思いますが、そういうことが無理であるならば、ひとつその間に職員に対して与えた影響、いろんな手法、勉強されたことを平素から職員の方がそれを実行していただいて、不納欠損額削減にひとつ努めていただくようお願いをいたし

ます。

では、次に移ります。

18年度決算における本町の人口1人当たりの行政コストに占める不納欠損額は1,284円です。近隣市町の中では、小牧市の1,209円、犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町はそれぞれ3けたです。扶桑町は123円。先ほど総務部長は、格別本町の不納欠損額が多いとは理解していないということでございましたが、この実態をどのように思われますか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） この件に関しましては、議員から御質問をいただいておりますように、日々滞納、あるいは不納欠損にならないように、職員一丸となって努力を重ねていく必要があるなということを感じております。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） この件につきましても、国保税の関連でお答えをさせていただきたいと思います。

国民健康保険につきましては市町村が行う公営事業ということで、国民健康保険税、あるいは国庫負担金、さらには愛知県からの交付金、その他の収入を財源として運営をされていることは御承知のとおりかと思えます。このため、市町村の事務の中では一つの独立した事業であり、特別会計を設けて独立採算で経理を行っているところでございます。

平成19年度の国民健康保険税の不納欠損額を、これは扶桑町ですけど、扶桑町と比較しますと、本町の方が扶桑町より多い結果となっておりますが、これは不納欠損処分の方法が異なっており、単純に比較できるものではございません。逆に、収入未済額の決算額を比較しますと、人口1人当たりでは両町とも同じような決算額であります。収入未済額の総額では、本町の方が圧倒的に少ないといった状況でございます。

平成19年度の国民健康保険税の不納欠損は、収納の不可能なものについて、地方税法の規定により整理、精査させていただいたものでございます。

国民健康保険税は、国民健康保険事業を行う上で非常に大切な財源でございます。今後も、愛知県や近隣市町、あるいは先進団体の取り組みも研究し、公平・平等性の原則に立ち、収納に努めてまいりたい、このように、国保については考えております。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 通告書と一緒に資料をお渡ししております。これは18年度決算、人口1人当たりの行政コスト一覧表、これは後ほどの質問の資料として添付させていただいたわけですが、この一番下のところに行政コスト、不納欠損額というのがあります。ここに数字が出て

おるとおりでございます。こういう状況を幹部の皆さんは当然知ってみえると思いますが、担当者等に周知し、こういう状態を皆さんが共有しておるのか、平素からそういう指導もされておるのか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 基本的に収納につきましては、それぞれグループ制をとっておりますが、税務課の職員についてはすべて担当地区を持っておりまして、収納に当たっております。そういう関係で、情報につきましては、グループリーダーを通じまして課中の共有のものとなっております。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 仮にこの不納欠損額、3けたの284円、要するに1,000円分、町民1人当たり1,000円を解消できたなら、これは2万2,000人の人口で2,200万円くらいになります。これは各行政区に200万円ずつ配分できる金額です。現在、地方分権が進み、大口町においても、各行政区が地方分権のような形で町から交付金などが負担されておりましたものが、一括交付金となって、さきの決算委員会の説明のときにも質問をさせていただきましたが、減額はされておらんということですが、私の資料によりますと、18年度、19年度では、19年度は減額しております。そういう中で、区の財政というものも非常に厳しいものがあります。

ここで、200万円ずつ各行政区がいただけたとしたら、区長初め、区の幹部は泣いて喜ぶんじゃないかなと思います。こういうもったいないというような現象が出ないように、ひとつなお一層の御努力をお願いしたいと思います。国民の義務である納税を果たしている正直者がばかを見るようなことのないように、そのためにはやはり行政が確実に職務を執行していただき、先ほど申し上げましたように、賠償責任を問われるというようなことがないようにしていただきたいと思います。どうか正直でまじめな大口町民を裏切らないでいただきたい。切に要望して、次の質問に移らせていただきます。

次に、町民活動センターについてお伺いします。

昨年の12月15日、町民会館において、Oh - ! TOWNプロジェクト主催、大口町地域振興課の協働でOh - ! TOWNフォーラムが開催されました。当時、私は健康福祉常任委員であったということで、健康福祉部関係の行事であることから参加をいたしました。フォーラムが開催され、進行するにつれ、当初組織づくりの支援かなと思っていただけたものが、施設づくりの応援隊ではないかなと思ひ、途中で失礼をいたしました。チラシのサブタイトルに「町民活動センターを考えるつどい」とあるのを知り、納得したところです。

その後、主催者から、フォーラム参加のお礼と、町民活動センター設立支援の依頼状が参り

ました。

さらに、本年3月12日の健康福祉常任委員会協議会に、(仮称)町民活動センターの整備についての資料が提出されました。その後の議会全員協議会にも資料が提出されているほか、町のホームページにも、町民活動センターの設置に向けた検討が進められている状況が伝えられております。

さらに、平成19年度決算に係る主要施策の成果報告書によりますと、大口町は、住民団体と連携し、協働によるまちづくりの活動拠点として、市民活動拠点施設整備事業を推進しておりますが、その進捗状況をお伺いします。

議長(吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 各自治体においては、現在、子育てや介護、環境、教育、健康、さらには防災、多文化共生、こういったさまざまな分野において、住民みずからできることは住民が主体的に取り組むといった自主的な活動が活発になってきておることは議員も御承知のとおりでございます。

地域の活力なくして国の活力はないと言われている現在、大口町の取り組みに対して、国からも高い評価を受け、平成19年度には、「まちづくり応援隊・太助」と内閣府との間で委託契約を締結いたしました。大口町内のまちづくり団体のマネジメント力と魅力の向上、あるいは団塊世代を初めとする新たなまちづくりの担い手の発掘と養成、さらには、まちづくり団体と新たなまちづくりの担い手とのマッチングを目的として、町内の各団体はもちろんのこと、広く町民にも呼びかけ、おおぐち発掘事業を実施いたしました。

この事業の参加者の中から、各団体の課題である活動の幅が広がらない、新しい人材が入ってこない、他団体との交流が持てないなどの共通の悩みを解決するためには、情報交換や団体の連携、人材育成の場として必要だという意見がまとまって、町民活動センター検討委員会、通称Oh-!TOWNプロジェクトが立ち上がりました。昨年の12月15日、これは議員さんからお話があった件でございますが、大口町始まって以来の試みとして、町民会館で「Oh-!TOWNフォーラム 町民活動センターを考えるつどい」を催したということにつきましても議員さんの御案内のとおりでございます。

こうした経過を踏まえまして、本年3月にはこれまでの活動などの検討結果をとりまとめられました「おおぐち町民活動センター(仮称)に関する提言」として、大口町に御提出していただいているところでございます。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 種々の事情があって、私の勉強不足の面もあったかもしれませんが、い

ろいろな事情でそういう活動をしておられる方の支援ということのようでございますが、ことしの3月12日開催の健康福祉常任委員会協議会に提出されました資料によりますと、設置場所の要件を満たす四つの分類で検討した結果、下小口地内の役場南側、町民会館駐車場に隣接する町有地に設置することで検討するということが書いてございました。

さらに、当該土地が農業振興地域内の農地であることから、平成20年度には農振除外の申請などの手続を進めていく予定のようですが、このような計画は現在どのような状況になっておりますか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 先ほども、ことしの3月12日の健康福祉常任委員会協議会、あるいは全協に、町民活動センターの整備、箱物をつくるんだよというような形での事務局からの提案をさせていただいております。これにつきましては、少しこれまでのまちづくりに対するOh-!TOWNプロジェクト、あるいはその提言を受けてからのまちづくり検討会で研究する中で、施設ありきで考えるのではなくということでの考え方も出ております。しかし、現に3月12日の健康福祉常任委員会協議会には、具体的にそういった資料も御提案させていただいております。そういったことにつきましては、いま一度Oh-!TOWNプロジェクト、あるいはまちづくり検討会の方に戻しまして、ソフト面から、総論ではなくて各論までの話で町民活動センターをどうしていくのか、なぜ必要なのか、もっと方法はないのか、そういった視点から、いま少し研究、あるいは意見交換を進めておるということで、この役場の前の町有地につきましては進展は特に図ってはございません。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） どうもこの後に開かれました全員協議会の資料には、今申し上げたような項目は消えておりました。今、部長の説明によりますと、どうもちょっとトーンダウンしたようございますが、同じ関連の質問でございますので、活動センターが将来当然また必要性を帯びて何らかの形で出てくるだろうと思っておりますので、町民活動センターに関する質問を続けさせていただきます。

6月16日更新のホームページによりますと、町民活動センター検討委員会8名への委嘱状が交付され、委員長及び副委員長が選任された記事が記載されておりますが、委嘱者、非委嘱者、特に委嘱者はどなたか、お名前をお伺いしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 6月12日のまちづくり検討会ということで、8名から構成しておりますが、委嘱者につきましては大口町長でございます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 町長が委嘱されたということは、活動センター検討委員会というものは、当然部長が先ほど御説明いただきました、ちょっと活動センターの問題についての検討をし直すということは、この検討委員会でも検討されたということだと思います。町長が委嘱されたその経緯、その当時は活動センター、そういう施設をつくるという前提での委嘱ではなかったかと思いますが、その辺は町長はどのようなお考えで 8 名の方を委嘱されたのか、お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 町長。

町長 (酒井 鉄君) 町民活動センターの検討委員会の選任についてという御質問をいただきました。私ども、大きな施策の一つとして、地方分権の時代に対して、まちづくりをどう進めていくかということが大きな課題だと思っております。町の執行部が集まりまして協議をし、重要施策として人づくりをしていこう、こんなことで協議をしたわけでありまして。

御案内のように、教育施設の中核である中学校の整備、あるいは引き続いて小学校の整備をこれから続けていくわけでありまして、大変重要なことだというふうに思っておりますし、既に議員御案内のように小林虎三郎、米百俵であります。戊辰戦争によって焦土と化した藩の再生をしていく。こうしたことに取り組んでおったときに、隣の藩より米百俵が送られてきた。きょうの扶持にも、のりにも事欠く状況で百俵が送られてきた。藩主はこれを分け合っていこうと。こんなことで協議をされたわけでありましてけれども、小林虎三郎は、今、大変重要なのはまちづくり、村づくりである。そうした中で、人材の育成が重要である。これは学校の建設に充てようとした、こういう話であります。

私どもも今、中央集権の社会から地方分権の社会になって、国は大きな借財、あるいは地方も相まって 9,000 兆円にも及ぶ借財の中、いわば日本の国が焦土と化す、こういうふうに言っても過言ではなからうと思っております。

そうした中で、これからのまちづくりをどう進めていくか。このときに、やはりまちづくりは人づくり。人をつくっていくことが大切である、こんなことで、私どもは教育に重点目標を置いて、人材育成に取り組んでおるところであります。

町民活動センターは、同じように住民づくり、人づくりをしていこうという目的で取り組んだ話であります。ぜひこれからのまちづくりを進めていく上で、人材の育成は大変重要なことであろう、こんなことを考えたわけでありまして。

もとより、まちづくりは町の役場がその責務を担うのは当然のことではありますが、これからの行政は、物、金に頼らないで、満足感の与えられるような行政を進めていく、そんなことが

必要であろう。そのためには住民参加のまちづくりが必要である。また、住民の皆さんと協働してこれからのまちづくりは進めていく必要がある。そのもととなるものが町民活動センターでありますので、当然これからのまちづくりにとって重要な施策として、これをとらえたわけであり、御理解をいただきますようお願いをし、ぜひこの活動支援センターの建設に向けて御意見をいただき、その御意見をもとに、またセンターの建設に向けて努力をしていきたい、このように考えております。御理解のほど、よろしく願いを申し上げます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 今、町長から前向きな御答弁でございましたが、米百俵の話もお伺いしました。そして、行政が支援をすると。多分その先には、町民との協働、参加というようなまちづくり条例にもつながるような御意見でございました。町長が米百俵の話をされましたので、私は、240年前、米沢藩主でありました上杉鷹山の話でございますが、この方の経営学というのは、支援、まずは行政がやってみる。そして協働、行政と町民がともに活動していく。そして、町民みずからが参加して活動していく。これが上杉鷹山の経営学の理念ではないかと、私はそういうふうに理解しております。町長がおっしゃったように、これからそういう形で活動センターができるということかもしれませんが、今すぐこの活動センターが必要なのかどうかということについては私は疑問を持っております。私は、今申し上げましたように町民活動センターを真っ向から否定するものではありません。

しかし、あす起こっても不思議でないと言われる東海地震説が発表されて30年余りが過ぎました。6月議会においても地震について質問をさせていただきました。その折に、小学校校舎の耐震工事の件についてもお伺いをしました。そのときに、資料として提供させていただきましたが、本町の小学校の校舎の耐震工事というものは県下でまずは最下位というような状況でございました。小学校の校舎の耐震工事も行われていない本町の現状を見ると、市民活動の拠点づくりに力を注ぐ余裕はないのではないかと思います。先ほど町長の言葉の中にもありましたが、まちづくり、人づくり、そして教育と。人づくりのため、人材育成のために教育に力を入れるんだというようなお話もございました。将来を担う子供たちの学舎がいつ倒れるかわからない状態のときに、今、活動センターをつくるというような状況では私はないと思います。学舎の耐震工事をやって、子供たちが安心して勉強ができる、保護者の方が安心して学校へ送り出せるというような環境をつくってから、それからでも遅くはないと思います。私はそうと思いますが、執行部の方はどのようにお考えか、お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (水野正利君) 学校施設の安全と町民活動センターの整備という観点での御質

問かと思います。

大口町といたしましては、このまちに暮らす人々の自立と共助の意識の高まりや、永遠に不滅のまちであり続ける環境づくりは必要かつ喫緊の課題であります。今後、道州制やさらなる合併が促進されることになると、従来からの行政運営の方法だけに頼ってはいは、大口町はこれまで先人が築かれまして大きな財産を失うといったことになってまいります。

現に、平成20年6月に総務省所管の市町村の合併に関する研究会が取りまとめた「平成の合併の評価・検証・分析」の報告書にはこのように記されております。合併市町村の課題として、「住民生活の支援等について、行政に頼りがちであった地域と住民の自主的な活動が活発な地域とでは、まちづくりに対する評価やとらえ方に大きな差が生じている。今後、同一の市町村内でも、住民の自主的な動きがあるかどうかにより地域の活力に差が出てくるものと考えられ、住民が主体となった地域づくりを促進するための措置を講ずる必要がある」といった報告がされております。住民自治の活性化こそがこれからのまちにとっての財産になっていくものと考えております。

自治体としての各市町村の力量は、その団体のまちづくりに比例するものと考えており、ソフト・ハード両面のまちづくりの中核としての役割を担う町民活動センターの整備につきましては、まちづくりを担う人材を育成するという点から、本町の主要施策の生涯学習構想と同じく、未来をつくる施策であります。町民活動センターの管理運営母体となる住民機運の盛り上がりをお願いしつつ、この機運を逃すことなく進めていくことが今の大口町にとって重要な課題と考えております。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 何か私が町民活動センター建設に反対しているように受けとめられましたが、先ほど申し上げましたように私は町民活動センターを否定するものではありません。そのときが今かということをおは言いたいわけです。そのところを執行部におかれましてはひとつ正しく御理解をいただきたいと思ひます。

昨年の9月の定例会で総務文教委員長であられました議長は、委員長報告の中で、「酒井町長は、東南海、あるいは南海地震、東海地震等が心配される昨今、学校の安全確保だけは最優先と考えておる」というふうに委員長報告にありました。町長は、今もそのお考えに変わりはないか、お伺いします。

議長(吉田正輝君) 町長。

町長(酒井 鉄君) いささかもそれに反することは無いと思ひています。大変重要なことだろうなというふうに思ひております。ことしの3月でありますけれども、さきの議長を務めて

おられました宇野議員に、北小学校と南小学校と同時に進めてもやぶさかではありませんと、こんなお話をしたことも今も記憶いたしておりますし、それは、耐震工事のみならず、学校教育の基本を十分にとらえた、21世紀型の義務教育を行える、そんな学校である。あしたの学校というとらえ方で、しかも耐震にも配慮した工事を進めていくという観点であります。何か国が言う耐震工事に対して、それを優先すべきという御質問のようにも感じますが、実は耐震工事だけであれば、南小学校も2,500万もあれば整うであろうと思っておりますし、今までの体育館工事も1億もかからなくても、耐震工事だけであれば数千万円で終わったと思っております。その機能を充足させるために、附带的にこの際だからということで作られた工事であると思っております。

町村合併が一時的に終わって、また道州制が今議論をされるところであります。2015年には道州制が始まり、2018年には、恐らくこれから10年後でありますけれども、道州制の時代が来る、このように国が言っておりますので、これは紛れもない事実として進んでいくだろう、こういうふうに思っています。

税法につきましても、地域の偏在性、格差の生まれにくい税制、あるいは景気に左右されない税制を国が検討しております。道州制の実施の前には税制が変わってくる、あるいは地域にとりましても大きくその仕組みが変わってくる、こういうことを考えています。そうすれば、先ほどの長岡藩の話であります、隣接した藩からの支援で米百俵が送られてきたわけでありまして、私どものこの地域は、先人のおかげをもって今の豊さがあるかと思っております。その豊かさが消えていくような時代にもしなっては手おくれであろうと。今このときに、それに対応すべき施策を展開するのが我々の責務ではないかと、こういうふうに思っています。町民活動センターが今やるべきであるかどうか、こういうことでありますけれども、今、私どもは先人のおかげで富をいただいた。この富を集めて、そして未来に備える必要があるかと思っております。御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 学校の問題、それから町民活動センターの問題、それぞれ重要な施策ではあると思います。しかし、行政においては、今、何をやらなければならないか。また、町民が今何を必要として、何を望んでいるかを判断してほしいと思います。どうぞ大所高所に立って適切な御決定をいただき、先人の残してくれた富を浪費しないように切にお願いを申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

議長(吉田正輝君) 会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩といたします。

(午前11時50分)

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 先ほどの町民活動センターの件で、少し要望を追加させていただきます。

先ほど町長は物、金に頼らない人材育成のために、先人の残してくれた富を有効に活用していきたいというお話があったと思います。重要な施策であります。小学校の問題、それから町民活動センターの問題、それぞれ重要であり、やはり時期を失すると無駄になってしまいます。どうかひとつその辺のところを適宜御判断していただいて、早期に実現が達成されるように要望したいと思いますので、よろしくをお願いします。

では次の問題に移らせていただきます。

地方公共団体の行政活動は、将来の世代も利用できる資産形成だけでなく、資産形成につながらない当該年度の人的サービスや給付サービスなどの行政サービスがあります。地方公共団体の活動には、当然のことながらコストが必要となります。そのコストは、地方公共団体の活動が実施されたことを示すバロメーターとなります。その行政コストは、町民が享受する行政サービスに比例するものでなければなりません。

本町の行政コストは、平成18年度決算によりますと、人口1人当たり29万4,389円です。これにつきましては、お手元に通告のときに一緒に提出いたしました資料、18年度決算人口1人当たりの行政コスト一覧表に記載されております。今申し上げました29万4,389円はこの表の一番右下にあります。この左側の近隣市町と比較していただきますと、本町は5万円以上高くなっております。本町の人口を2万2,000人といたしますと、1人当たり5万円ですので、11億円になります。大口町民は他の市町の町民より11億円も余分に行政サービスを受けていると感じておられるでしょうか。町民がそれを感じていないならば、これはまさしく無駄遣いではないでしょうか。この11億円というのは、20年度の当初予算78億円の14%、9月補正の後でも84億の13%に値します。1割以上が近隣市町の行政コストより高くなっておるとというのが本町の実情であります。

そこで、副町長にお尋ねをいたします。

副町長さんには数点お伺いしますので、ひとつよろしくをお願いします。

本町の行政サービスに消費した資源の現状、コストを把握してみえたとは思いますが、この現実をどのように受けとめておられるか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 丹羽議員から行政サービスと行政コストについて、副町長にどの御指名をいただきましたので、お答えをいたします。

本町では、総務省方式による企業会計的手法によるバランスシート、行政コスト計算書を平成12年度決算から作成し、平成18年度決算まで議会に御報告をしてまいりました。

そこで、今回、本町の行政コストが近隣市町より5万円も高いということであります。私はこのことを具体的に受けとめることが肝要であると思っております。それは、全体的な視点での性質別や目的別のコスト分析と個別の施策や事務事業単位で把握したコストでどのような行政活動を行い、その結果どのような成果が上がったかを比較し、行政活動の効率性と住民満足度を見ることであると思っております。それが、現在取り組んでおります第6次総合計画による三つの改革であります。意識・組織・財政の三つの改革をPDCAサイクルで進める行政経営を進めるため、個別の施策や事務事業の目的を達成するため、具体的な数値目標を掲げて、その達成に努力することで、行政活動、すなわち行政サービスの効果を高めてまいりたいと考えております。

さらに、行政コストにおいても、人件費を含めて把握し、削減のための具体的な数値目標を上げて、各部門の施策や事業を推進するとともに、町全体で連携を図り、力を合わせてまいりたいと考えております。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 先ほど申し上げました資料を見ていただきますと、行政コスト、下の方の欄のところに、人件費、物件費、扶助費・補助費等、この三つの欄がございます。これを見ていただきますとわかるように、人件費につきましてはそんなに差はないと思っております。ただ物件費、それからその下の扶助費・補助費等が他の市町より非常に多いということが言えると思っております。ただ、今、副町長が御答弁いただきましたように、いろいろな中身が問題だということですが、中身がよければ、町民はもっと行政サービスが享受できた。そういうことに対して、やはり町民がそういうことを受けとめると思うんですが、その中身が私はいまいちないんじゃないかと思っております。例えば大口町へ入ると道路が汚いだとか、白のラインが消えておるとかというようなことをよく聞きます。だから、この金額を知らずして、大口町は、今申し上げましたような行政サービスを町民は受けているというふうに感じ取れるとは私は思いたいのですが、副町長さんは中身で勝負をしているんだというようなことでしたが、その中身は町民には伝わっていないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 今、丹羽議員さんの方からは、実質的な中身、実感がないんじゃないかというお話でございます。今回のものについて、今、議員からも御指摘がありますように、特に人にかかるコストにつきましては、全体的な年度で比べますと、平成17年度までは増加の一途でありましたけれども、平成18年度は大きく減少しております。また、物にかかるコストと移転支的なもの、ここでいいます物件費、あるいは扶助費・補助費は増加をしてきております。また、先ほどお話を申し上げました行政の目的別では民生費、土木費、教育費が増加しておりますけれども、平成15年度の民生費の増加に関しましては、国民健康保険の繰出金、あるいは支援費の増加、また同年の教育費の増加はスクールネット推進事業のためというような形の中で、個別にはいろいろ経過がございます。また、御承知のように、この二、三年につきましては、大口中学校の建設に向けて、各担当部局それぞれが学校建設に向けての、ある面でいけば協力、あるいは支援を積極的にしてきたという経過がございます。ですから、個別の問題として、今おっしゃるように実感できるような行政をとということでございますが、これにつきましては、当然のことながら住民志向、成果志向を自分たちの中できちんと持ちながらこれから臨んでいく必要があるだろうというふうに思っておりますので、先ほどもお答えしましたように、一丸となって努力をしていきたいというふうに感じております。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 冒頭に申し上げましたように、行政コストというのは、将来の世代も利用できる資産形成ではないわけですね。ですから、学校を建設したから、そのものが行政サービス、行政コストに反映していくのかということとそういうものではなくて、当然のことながらランニングコスト、来年からはそういうものが行政コストの方に加えられるわけですが、私がこういう話をしましたら、ある幹部の方が、大口町にはよそにない温水プールがあるから。温水プールは確かに建設されておりますし、また、今申し上げましたように資産ですので、行政コストには入っていない。ランニングコスト的なそういうものは当然計上されるわけですが、その辺のところは誤解されているところもございました。そういうことはちょっと認識を改めていただかなきゃいかんかなという感じを持ったわけですが、この資料の中の土木費の扶助費・補助費等のところが扶桑町と大口町は他の市町より高くなっております。これは、御案内のとおり名鉄電車の柏森駅に扶桑町と大口町がその経費を一部負担したというようなことからこういう結果が出ておるわけですので、19年度にはこういうものは減ってくるだろうというふうに思います。中身を精査すれば、そういうことで減ってくる分もあるかとは思いますが、やはりこの中に私は無駄があるんじゃないかなというような気がいたします。といいますのは、20年度予算のときにも質問させていただきましたが、保育園のフジ棚やテラスの改修の設計を委

託するというような費用が計上されておりました。私は、この決算書や予算書を見て、極めて委託料が多いなあというふう感じたわけですが、このようにフジ棚やテラス程度の改修であれば、設計を委託しなくても、施工業者に直接相談をしてやれば済むのではないかなという感じを持っております。この辺のところは金額は大したことはないかもしれませんが、これがやはり私は行政の無駄ではないかなという感じがいたしますが、副町長さん、決算書や予算書を見て、何か感じられたことはございますでしょうか。

議長（吉田正輝君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 冒頭からお答えをしておりますように、総体的な中でまず考えることと、御承知のように性質別、あるいは目的別、そういった中で、各事業費に充てられた十分な効果が得られておるのか、あるいはそれが本当に必要であったのかどうかといったようなことにつきましては、やっぱりこれからの課題であろうというふうに思っております。そういったことにつきましては、当然のことながら、今の全体的な中でそういう意識を持ちながら進めていくことが必要だと思います。今、議員が御指摘のようなことにつきましても、さらにそういったことについては検討を深める、あるいはこのことの必要性について、さらにきちんとした結果についての検討をするといえますか、結果についての評価をしていくということが必要であろうというふうには思います。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） これは多分幾らお話ししても、中身を精査しなければわからん部分もありますので、次に進ませていただきます。

こういう行政コストの問題を私は一般質問という形で提起させていただきましたが、この種の問題というのは幹部の方が知っているだけでは改善できません。役場職員全員がこういう問題を共有して、組織で意識改革をしなければその成果は実らないと思います。そういう観点から、ひとつ幹部の皆様方お一人ひとりに御意見、御感想をお伺いしたいと思います。まずは会計管理者にお伺いします。

議長（吉田正輝君） 会計管理者。

会計管理者（前田守文君） 本町におきます人口 1 人当たりの行政コストは、議員御指摘のとおり 18 年度決算ベースで比較しても、近隣 4 市 2 町で最も高い数値となっております。扶桑町と比較した場合、1 人当たり 5 万円ほど多くコストがかかっている計算になっておりますが、このほとんどが物件費と人件費に係るコストで占められております。

18 年度決算での市町村財政比較分析表においても、人件費・物件費等の適正度については、全国平均が 11 万 6,701 円、愛知県平均が 11 万 2,923 円という状況下で、本町は 13 万 2,812 円であ

りまして、全国及び県平均より高い数値となっております。これは、本町における職員数が平均より多いのを初め、老朽化施設の維持修繕費や本町の独自施策に係る費用によるものが要因となっております。

独自施策につきましては、地方分権を常に意識し、実現できるよう進めていくことが必要であると考えております。

本町独自の施策といたしましては、巡回バスを初め、サイバータウン事業、リフレッシュリゾート施設利用助成金、防犯対策補助金、資源ごみの回収事業補助金、各種協働委託事業等が上げられます。また、年度は違いますが、火災警報器の補助金や義務教育終了時までの医療費無料化など、住民の生活に密着している施策を展開しておりまして、これらの事業においては、どれをとっても住民が本町に居住しているからこそ受益できるサービスでありまして、行政コストが単に割高であると言い切れない部分もあるのではないかと考えておるところであります。

しかし、今後におきましては、官から民への流れの中で、指定管理者制度の拡充等、公共サービスのアウトソーシング化を検討することによりまして、人件費等の削減も図っていく必要があると考えております。

また、集中改革プランや現在取り組んでおります第6次総合計画推進プロジェクトをさらに推進する中で、現状を見直し、物件費等の経常経費削減に向けて努力することこそが行政コスト削減につながっていくものと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) ありがとうございます。

同じ質問で、総務部長さん、お伺いします。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 議員の行政コストの質問にお答えをしますが、その前にお断りしておきます。現在本町においては、議員も御承知のとおり、第6次総合計画の推進のため本年の7月にプロジェクトを立ち上げ、意識改革、組織改革及び財政改革に取り組んでいる最中であり、この行政コストの分析及び改善についても、当然のごとく改革の対象として検討、協議を進めております。近隣の市町と比較し行政コストが高いことは十分承知をしているわけですが、この高い部分がすべて無駄という結論に達しているわけではありません。かといって改善、見直しの余地がないというふうにも思っておりませんので、まずもってお断りをして、私の所管分について、行政コストが算出をされた内容について回答をさせていただきます。

まず、お手元にあります4市2町の18年度決算人口1人当たりの行政コスト一覧表から、当議会において私の所管となりますのは、議会費、総務費、消防費、災害復旧費、公債費、諸支出金及び不納欠損額となります。

まず議会費については、人件費が高いわけではありますが、これは議員報酬が尾張事務所管内で常に上位に位置づけられてきていることによるものと考えております。

次に消防費については、常備消防において、近隣の市と大口町及び扶桑町の組合消防では組織体制が違いますので、ここでのコメントは省略をさせていただきます。

また、災害復旧費及び諸支出金についてはいずれもゼロですので、これも省略をさせていただきます。

そして公債費については、ごらんいただいたとおりの状況でありますので、これも省略をさせていただきます。

不納欠損についてであります。徴収という業務は大変根気の要る地味な業務ではありますが、先ほどもお話がありました税の公平性を確保し、まじめな納税者の行動が自然であるようにしなければならないと考え、毎年新たな対応も含め徴収業務に取り組んでおります。18年度より19年度は徴収率も上がっております。御質問の不納欠損については、一覧表にある比較だけでは理解できない面も正直ございます。それは、収入未済額と不納欠損額の関係ですが、今後も根気よくこの業務に取り組んでいくつもりでありますので、御理解をお願いします。でありますから、総務費のうち物件費について、その要因をお答えさせていただきます。

大口町における18年度決算人口1人当たりの行政コストの比較で、総務費の物件費は1万5,777円でありまして、この金額は小牧、犬山市を上回る高い額となっております。その要因は、庁内業務の電算化及びグループウェアの導入に伴う委託料、使用料及び賃借料等の経費が多額であることが考えられます。また、そのほかには、巡回バス及び公用車に係る経費についても目につくところであります。

そして、その対策としては、大きくは最初にお話をしました第6次総合計画を推進するために取り組んでおります三つの改革の中でその方向づけを図っていくことになると考えておりますが、業務の電算化については、今後の業務の処理体制について、本町単独で対応できることばかりではなく、上部機関、また関係機関との広域的な取り組みの中で進めていくものでありますので、その効率性など、機器の更新時などのタイミングを見て、庁内で検討、議論を深めてまいります。

また、公用車に係る経費についても、その必要性についての検討結果も出ていませんので、この機会に同様に議論を深め、方針を出してまいります。

巡回バスにつきましては、行政運営から行政経営にその取り組みを変えた先達であると考え

ており、費用対効果、新たな企画、従来には行政としては数少ない職員みずからの営業努力とその実績など、本町における公共交通機関としての位置づけを見定めることができるまで、さらに努力を重ねていく必要があると考えておりますので、御理解と御利用をお願いし、回答とさせていただきます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 同じ質問で、健康福祉部長さん、お願いします。

議長 (吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (水野正利君) それでは、私の方から、行政コストと行政の無駄ということでのお答えをさせていただきます。

行政運営の構成要素には、その主なものとしまして、人、物、金、時間、情報、施策があると思います。大口町の現状として、無駄があるかないかと言えば、私は結論から言えば、ないとは言えないというふうに考えております。

また、町民の方々が実感できる行政サービスといったことにつきましては、大口町に居住され、あるいは大口町に何らかのかかわりを持たれている方々にとって行政サービスの受けとめ方はさまざまであるかと思えます。一方、各市町村の行政運営のあり方は、その自治体の地域性、あるいは財政状況により大きく左右されるところでございます。

私どもは、日々の業務の中で、職員が行政コストや事務の改善、施策の見直しといった意識を持ち、それぞれの立場で対応に努めております。これからの町政は、これまで以上に各職員が目標を定め、計画の策定、計画の実行、計画の評価、そして改善につなげるといった、いわゆるマネジメントサイクルを意識し、実践することにより無駄は限りなく解消でき、町民の方々の満足度も高まると考えております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 続いて、環境建設部長、お願いします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) それでは、私どもの方で答えさせていただきます。

資料として添付されております行政コスト一覧表を見せていただきますと、環境建設部といましては、主に労働費から土木費までが関係しているかと思えます。

近隣市町の行政コストの中には、18年度における特殊要因等も含まれていると思われます。また、事業内容もわからない部分が若干ありますので、必ずしも同様に比較することは困難ではありますけれども、あえて比較すれば、労働費のところでは一部高いところがあります。こ

れを除けば、近隣とほぼ同様の額になっております。

農林水産費、商工費におきましては、上位を占める結果となっております。

農林水産費の中の主なものといたしましては、農業公園構想事業に係る委託料約200万円、大口町の土地改良区補助金約1,000万円、農業集落家庭排水事業特別会計への繰出金約1,000万円が含まれております。

また、商工費につきましては、商工業振興事業補助金2,800万円及び商工業振興融資預託金4,000万円が含まれています。

さらに、土木費につきましては、1人当たりの行政コストでは3番目に多い額となっておりますが、上位を占めている二つの市町を除けば、その他の市町については全体的に17%程度の割合になっておるといことで、割合といたしましてはほぼ同様の状況となっております。

いずれにいたしましても、時代が目まぐるしく変化する中で、時代の要請にこたえられるよう事業を行ってきた結果であると感じておりまして、今後において、さらにコスト縮減や事務事業の見直しを推進していくために、これまでの取り組みや幅広い創意工夫を図りながら進めていくことが必要であり、事務事業のあり方、進め方などについて、常にマネジメントサイクルによる見直しを行うとともに、限りある財源を効率的かつ適正に活用することが必要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 最後に、教育部長、お伺いします。

議長(吉田正輝君) 教育部長。

教育部長(三輪恒久君) それでは、教育所管の関係で、無駄の原因とその解消ということで、総論で述べさせていただきます。

第6次総合計画が平成17年度に策定され、それを受けまして、本町の行財政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するため大口町集中改革プランが策定されました。

教育部といたしましても、事業等を見直しを進めるとともに、改善や改革を検討してきたところであります。

学校教育課におきましては、御案内のとおり新生大口中学校を初めとする新しい学校のあり方を求め、「みんなでつくるあしたの学校」を合い言葉に日々改善に努めているところであります。特に大口中学校におきましては、新学習指導要領に対応した授業のサポートを学校支援地域本部に要請するなど、教職員だけでは対応できない部分を補っていただくなど、学校教育の充実を図っていきたいと考えております。

今後は、新生大口北小学校のあり方についても、将来的な展望に立って検討を重ね、地域に

根差した学校づくりをしてまいりたいと考えております。そうした中で、コストはもちろんのこと、十分建設費用を最善の努力をもってコストで仕上げていくという考え方で進めていきたいと思っております。

さらに、生涯学習課につきましては、特に民間委託等への推進、いわゆる指定管理者制度の導入であります。現在、積極的に事業の改革を進めているところでありますが、御案内のとおり平成20年4月からトレーニングセンターを含む健康文化センターの指定管理者への移行を実施してまいりました。今後は、生涯学習課事業の多くの内容に取り組んでいく中で、審議会のあり方、あるいは大会、催しの見直し、さらにはスポーツ施設の指定管理者制度の導入などについて検討を重ねてまいりたいと思っております。

つきましては、今後も最小の経費で最大の効果を念頭に改善を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(7 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 各部長さんにそれぞれの自分の担当部局のいろいろな行政コストの必要性、また無駄があれば解消できる、そういう施策をお伺いしました。

各部長さんはそれぞれ認識をしてみえるというふうに私は理解させていただきました。しかしながら、これは幹部の方だけが認識しておったんでは、もし無駄があっても解消することはできません。どうか部課職員、役場職員みんながひとつそういう状態、情報を共有していただいて、少しでも改善をしていただきたいというふうに思います。

副町長さん以下、それぞれの方にお尋ねをして、御答弁をいただきました。

町長にお伺いします。高い行政コストをどのように受けとめておられますか。しかし、行政コストを改善するために行政サービスを低下することは許されません。町民が納得できる、調和のとれた行政コストに見合う行政サービスが受けられる施策を進めていただきたいと思いますが、お考えをお伺いします。

議長(吉田正輝君) 酒井町長。

町長(酒井 鉄君) 行政コストという考え方の中で町政のあり方を御質問いただきました。各部長も真剣にこれに取り組んでくれ、また苦慮しておってくれるところであります。

総合計画の話もこの中で出てまいりましたが、総合計画の中で、新しい地方分権の時代に対応すべき三つの改革と評価制度の導入をうたっておるわけでありまして。本年の7月にプロジェクトができました。組織の改革が意識の改革へつながっていく、こんなことを考えておるわけでありまして。行政コストをただ単に下げるということではなくて、施策の中でこれを考えていこうということでありまして。従来の行政は、縦割り行政であります。縦割り行政の中では、積

み上げ算方式で予算が決まってきたという経緯があります。そうしたことを横への連携を資する、あるいは施策の展開の中で施策の目標を新たに決める。行政コストだけではなく、財政力指数という観点から考えますと、今、大口の財政状態では、財政力指数1.6ということでありますので、64億の税収があったということでありますので、少なくとも20億見当は財政に余力があるなというふうに思っています。

それをどうこれからの行政、施策の中で生かしていくか。バランスシートの評価の中には幾つかの項目があります。これは、第2回地方自治体バランスシートの全国比較というものであります。全国比較では、大口町は全国で町の部で第4位ということであります。しかしながら、すべてが1位ということではない。安定性、あるいは自立性、柔軟性、生産性、あるいは資本蓄積という形での評価であります。特に私ども大口町が留意しなければいけない観点は生産性であります。83位ということでありますし、資本蓄積度につきましては138位ということであります。その資本蓄積度は、箱物行政と言われる時代に資産を形成した地域では、下位にあっても5位であるとか、4位であるとかいう地域がございますが、私どもはこれからの行政、経費を使わないで行政を進めていくために、あるいは住民満足度を得るためにはこの資産が必要であろうと考えています。行政コストを削減し、行政財産、資産を形成していくことがこれからの行政にとって大切なことである、こんなふうに思っています。

行政サービスは、行政がするだけではなくて、住民との協働の中で満足度は高まっていくものというふうに考えていますし、行政ではできないサービスが住民、あるいは町民参加によって築かれていくものだ、というふうに考えています。

町民活動センターの建設でありますとか、住民参加条例でありますとか、基本的なこれからの時代への対応を今目指しながら進めておるところであります。格段の御理解をいただきますように、そしてこのプロジェクトがぜひ成功し、本町の充実に大きく貢献してくれまことを心より祈念して、私の答弁といたします。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) プロジェクトがこれからの大口町をはぐくむといいますが、よい方向へ進んでいっていただけるようにしていただきたいと思えます。

最後に、地方分権が進められている中、本町においても、各行政区に対して一括交付金というような形で財源移譲が行われております。高い行政コストを改善するために、予算編成の庁内分権を推進して、各部局の経営意識の醸成と主体性を強化するという観点から、財政部門による予算の査定方式を、枠配分方式へ予算編成方式を変更するというようなお考えはありませんか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） そのような考え方のもとに、財政改革、三つの改革に取り組んでおるところでございます。

（ 7 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） やはり枠配分方式にしたならば、各部局の枠の中で予算が執行されていくことになると思います。やはり自分の担当部局の枠の中で予算が執行できれば、よく窓口なかであります、それは予算がないからできません、計画がないからできませんというような答弁じゃなくて、枠の中で、本当に必要な事業であれば、その時点でできるものだと思います。どうかそういうことで、各部局に予算を配分して、そしてその中で有効に予算を活用していただくというようなことで、今、総務部長さんから、その辺も含めて財政改革は進められるということですが、ぜひお願いをして私の質問を終わらせていただきます。

各答弁者の方につきましては、本当にいろいろと勉強していただいて、そして行政コストの問題に真摯に取り組んでいただいているという答弁をいただきました。本当にありがとうございました。どうか、先ほど申し上げましたように職員全体にこの情報を共有していただいて、改善されることを切望いたします。ありがとうございました。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 丹羽議員さんから午前中に不納欠損の関係で、18年度決算の折に、都市計画税の不納欠損が今後どうなっていくんだというようなことの御説明をさせていただいた、そのときの数字と違うんじゃないかというような御指摘をいただきました。都市計画税の不納欠損については、平成18年度決算の折の回答との関連で質問にお答えしておりませんので、改めて回答をさせていただきます。

さきの答弁の中で報告しました不納欠損見込み額について、59件、80万円と回答しておりますが、今回の平成19年度決算額との相違については、先回の報告は平成18年度時効に係る分をもとに計算されたもので、平成19年度、新たに不納欠損となる件数及び金額が算定されておりました。今回、平成18年度に係る不納欠損額を計算しますと、49件、67万6,700円となり、10件、12万3,300円の減少となりますが、これに平成19年度に新たに追加されたもの29件、27万8,900円を加えますと、19年度決算においては78件、95万5,600円となるものでございます。御報告をさせていただきます。

宮 田 和 美 君

議長（吉田正輝君） 続いて、宮田和美君。

5番（宮田和美君） 5番議席の宮田和美です。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、2項目について質問させていただきます。

最初に、大口町のリサイクルセンターについて質問させていただきます。

このリサイクルセンターが稼働して、大変多くの町民の皆様の御利用を数えております。利用者を地域別に見てみると、これは先月、8月の資料でございます。余野が26%、上小口が7%、中小口が8%、下小口が22%、垣田が3%、さつきヶ丘が5%、秋田が12%、豊田が4%、大屋敷が6%、外坪が4%、河北が3%ということで8月度の数値が出ております。

ここで、8月度、本当に多くの利用をいただいております、3,106人の方が利用されております、1日平均しますと146件、最高が8月18日の207件といったような多くの御利用をいただいております。これは環境に関心があるあかしだとは思いますが、単にそれだけではないと私は思います。特に河北、あるいは外坪地区の3%、あるいは4%、若干低い数値が出ております。こうした傾向を見て、何か対策のようなことを考えておられるのか、ありましたら、お聞かせ願います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） リサイクルセンター利用者に対する対策等についての御質問をいただきました。

平成19年度のリサイクルセンターの利用者数は、平成18年度の利用者数のほぼ2倍に上っております。20年度においても増加傾向にある状況から、町民の皆さんの資源ごみ分別に対する意識は高まっているものと考えております。

議員御質問のとおり地区別の利用者数には大きな差があります。どなたでも利用しやすい施設となるよう、今後の対策といたしましては、10月から、平日に利用できない方のために土曜日を回収日として新たに運用して、さらには現在6台の駐車スペースを拡大することで利便性の向上を図ってまいりたいと、かように考えております。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 土曜日、10月から新たに受け入れ体制をとっていただけるという御回答がございました。ありがとうございます。

本当に今、こういった問題というのは大きな問題で、町民の皆さんの関心も高いということがこれで大変よくわかりました。

私は、この数値の裏には、減量に対する意識と同時に、スタンプ制度と立地条件の成果のたまものだと思います。今、ほとんどの物価が値上げされ、大変な時期、少しでも生活の足しに

なればとの思いもあるのではないかと感じられます。そんな中で、今、先輩議員たちのお言葉の中にもありましたように、財政力、あるいは町長の答弁の中にもありましたように財政力1.6という非常に高い、そんな大口町が、町民の皆さんに少しは感じていただける事業ではないかな、そんな思いで見せていただいております。

ゆえに、町の中心1ヵ所ということではなく、距離的に遠い地区のことも考え、町民平等の政策理念を貫いていただきたいと思いますが、このお考えをお聞かせ願います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 議員の御質問どおり、本町のほぼ中心に位置するリサイクルセンターを利用するには、地区によっては車がなければ利用が難しい地区もあるという状況はあると思います。そのため、現在のリサイクルセンターの駐車場を増設するための予算を今議会に上程させていただいておるといってございまして、駐車場を新たに増設したことによる効果などを含めまして、今後のリサイクルセンターの利用状況を十分に精査いたしまして、その後、検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに、豊田にございます剪定枝等の集積場でございますが、こちらの剪定枝の集積場につきましては、コミュニティー・ワークセンターなどでの収集ができないか、収集方法を含めまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） その質問は後でさせていただく予定でございまして、またそのときにお願ひします。

先ほど回答がございましたように、どうしても遠いということで、本当に不便であると。せっかくいい施設があるにもかかわらず、なかなかそこまで出向いていけない、そんな声も多く出ております。ゆえに、やはり南部、あるいは北部にもこうした施設をつくっていただければ、もっともっと町民の皆様もお喜びになるんじゃないかなろうかというふうに思っておりますけれども、南部、あるいは北部のそういった施設を今後つくっていくというお考えはないでしょうか、お尋ねします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） ちょっと私の手違いで、質問と回答が前後して申しわけございませんでした。

今の私の回答でも答えさせていただきましたように、今すぐ北部の方に1ヵ所設けるといことは考えてはございませんが、例えば剪定枝の場合ですと、豊田地区ということで南の方でございまして、議員さんの方の河北からですと遠いということも理解させていただきたく中で、

町の中心でありますコミュニティー・ワークセンターであれば、ほぼ中央というふうなこともございますので、こういう場所での収集ができないかということも検討してまいりたいということで、重複になりますが、そんな方向を一遍検討しながら、地区の皆さんの利便性向上に努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(5 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) とにかく前向きにそういったことは取り組んでいただきたいと思います。

それに関連しまして、2 項目めでございます。各地区、現在スタンプ制度が行われておりまして、大分ポイントカードがたまってきているということで、各地区で景品を渡していただけないでしょうかという声が出ております。楽しみにしておられる人も、わざわざセンターまでというようなことで、何とかしていただけないでしょうかというような声が地元の方では出ております。何とかこんなような町民の皆様方のささやかな夢がかなえていただけないかなというようなことで、ちょっと御質問をさせていただきます。ぜひとも回答をお願いいたします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 今始めさせていただきましたスタンプカードを地区で景品が渡せないかという趣旨の御質問であったと思います。このスタンプカード制度につきましては、今年度の4月1日から全町一斉にということで導入させていただきました。9月1日現在で全世帯の53.4%の登録をいただいている状況でございます。景品の配付については、役場、もしくはリサイクルセンターで配付させていただいております。

各地区での景品配付につきましては、一部の地域で地区の役員さんのお骨折りによりまして実験的に実施をしておりますが、雨天のときにおける配付等、地区の役員さん等への負担を大きくふやすおそれがあるというふうに現在は考えております。

また、このスタンプカードの制度は、リサイクルセンターの利用促進を目的の一つとして考えておりますので、基本的にはリサイクルセンターでの配付を考えております。

なお、町民の皆様様の利便性向上を図るために、現在景品の進呈につきましては、2ヵ月以内の期限というものを設けず、まとめて景品を受け取ることができることにさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(5 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) といいますと、今のお言葉の中に、ある地区ではケース・バイ・ケースといったようなことで、本当はリサイクルセンターで渡すんですけれども、ある地区の役員さんにお願いがされておるかなというふうに今お聞きしたんですけれども、やはり遠い地区、な

かなか1ヵ月、あるいは2ヵ月というお言葉をいただいたんですけれども、そのようなことじゃなくして、やはりずっと渡すことができる、そういった方法の方が喜んでいただけるんじゃないかなと思います。なるほど2ヵ月、あるいは3ヵ月まとめてこやいいよというようなお考えのようでございますけれども、やはりそこで、そうじゃないよと。河北地区でもいただけますよということであれば、やはり住民の方が喜んでいただけるんじゃないかな。決めたことは守ってもらわないかんというじゃなくして、さきの議員たちにもいろいろ一生懸命御答弁いただいたように、本当に町民のために目に見えるような形で、たった一つのこと、役員さんに大変迷惑がかかるかもしれませんが、お話をさせていただいて、何とか地区の方でお渡ししていただけたら、もっともっといいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、リサイクルセンターでごみの減量のためにスタンプカードを始めた。地区ではそんな予定はなかったよというような感じも受けました。そうじゃなくして、やはり皆さんが楽しみにしておられるスタンプカードというものをぜひとももっともっと考えていただきまして、できるだけ近くで、身近で渡していただけるようなことを、今後とも各地区の役員さん、あるいは区長さん等々で話していただきまして、雨降りは大変かもしれませんが。だけれども、雨降りの場合はこうとか、あるいは天気がよかったら次の週だとかというようなことで、月に2回ございます。1回目が雨が降ったら来月だよということを事前に連絡していただければ、皆さんも御理解願えるんじゃないかなというふうに思っております。本当にささやかなささやかなことでございます。それをやっぱり果たしてあげるのが細かい行政、町民の目に見える行政ではなかろうかなというふうに思っておりますので、もっともっと前向きに考えていただきまして、雨が降るのは、たまたま日曜日に年に何回降るか知らんけれども、そんな後退じゃなくして、前向きに取り組んでいただきまして、もっともっと活躍していただけたらいいかと思しますので、よろしく申し上げます。

続いて、次の質問に入ります。

先ほど剪定枝のお言葉が出ておりました。剪定枝集積場についてお聞きします。

1項で質問させていただきましたように、施設があれば、その近くの人々の利用回数が多いのは当然。しかし、何回も言うようでございますけれども、遠くの地域の人はどうしてもこういった遠いところ、集積場というの一番遠いところでございますので、行くのがおっくうになり、そうすると、どういうことになるかといいますと、やはり可燃ごみとして入ってくる。

1週間に2回の可燃ごみの中にこういった剪定枝がまざって入っていく、すなわち可燃ごみがふえていくということになりますね。だから、可燃ごみ減量にもつながる剪定枝集積場の増設はやはり考えていただきたいと思いますが、そのお考えはないでしょうか。改めてお伺いします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） ちょっと重複したような形になって大変御無礼します。

剪定枝の集積場についての行政区ごとの利用状況というのが私もちょうと持っておらなかったもので、分析がちょっとできておらない状況で申しわけございませんけど、やっぱり議員おっしゃられるとおり、おととの後半から開始させていただいたんですけど、たまたま資料としては、19年度からの資料という形になっております。行政区ごとの11行政区という形になっておりますが、豊田ですと、約15ヵ月で400人というふうな形になっております。地区が遠くなると、やっぱり利用が若干少ないのかなというのがこの利用者数で出ているというのは事実であるかと思しますので、大口町は南北に長くございますので、そういう状況が出てきているかと思しますので、もう1ヵ所ふやすという形がとれるかどうかというのは今断言できないんですが、そこへ持ってくれば、そこから豊田の方へ行政の方で持っていくというふうな形の方法がまたできないかなと。これは、まだ断言できませんので、いろいろやり方があると思しますので、地域の方の利用がふえるということは可燃ごみが減るという形になってまいりますので、その辺のところを重点に置いて、車がない方もございますので、その辺よく検討させていただいて、利用しやすい形で、またコストもあまり上がらないようなことで考えてまいりたいと思しますので、またいろいろとアドバイスもいただきたいと思し、先ほどのお話に戻りますけど、地区の集積場での集積形態というのが、この質問はちょっと違いますけど、地区地区によって相当収集形態が違くと。私の中小口ですと1ヵ所でやっております。それから、小さい行政区でやっているところもございまして、役員さんの体制も違います。時間も違います。ですから、一概に同じ方法でやっているわけじゃございませんので、そういう行政区の実情等もありますので、雨が降ったら翌月だとかという、いいアドバイスもいただきましたので、その辺もまた担当と、その辺含めて検討させていただきます。

話が戻りまして、すみません。というようなことで、集積場についてはそんなようなことで考えておりますので、またいろいろといい御助言をいただけましたら、またその辺、体制ができないかということを検討してまいりたいと思しますので、よろしく願いいたします。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） どうもありがとうございます。

とにかく前向きに前向きにと進んでいっていただくことを願います。

では次に、現在の剪定枝集積場でございますけれども、来月は祭り事も多く、各地区から剪定枝も出る。これから年末に向け、各家庭から、今言いましたように剪定枝も多く出てくるというようなことで、今行われている日曜日以外に回収日をふやすということはできないでしょ

うか、お尋ねをいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 剪定枝の回収日ということですか。

5番（宮田和美君） そうです。

環境建設部長（近藤則義君） 現状は日曜日の9時から4時までだったと思います。祝日はやっておらないんですが、平日につきましては、恐縮ですけど事前に環境経済課の方にお電話を一本入れていただきまして、職員の方が対応するという形です、御存じかと思いますが。御質問の趣旨としては、祝日もということになるわけですか。

5番（宮田和美君） 祝日というより、回数をふやしていただけないでしょうかということですか。日曜日以外、例えば土曜日だとか。

環境建設部長（近藤則義君） 確かに今現状ですと、週7日ございまして、月曜日から金曜日までと、それから今言いました日曜日の収集の受け入れという形になっておりますので、確かに土曜日と、さらには祝日については御遠慮いただいているという状況でございます。議員の御質問ですと、土曜日ということであるみたいですので、これもまた前の議員さんの質問にありましたように、費用がかかってくるという形になってまいりますので、受け入れ体制ということも出てまいりますので、すぐできるかどうかというのはこの場では即答しかねるわけですが、確かに受け入れ日をふやせば町民の方々の利用度が増してくるというのはおっしゃるとおりでございますが、それが同じ経費の中で済めばよろしいわけですが、今、センターへ委託させていただいておるということで、その分がまたふえてまいりますので、その辺のところをまたちょっと検討をさせていただけんかなというふうに思います。よろしくお願いします。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） とにかく何をやるにしても、何かやると、すぐお金というようなことがついて回るとは思いますけど、ぜひとも前向きに考えていただきたいとします。

次に、現在のリサイクルセンターの2階には、立派な会議室と申しますか、集会室がありますが、この集会室の目的というのは、当初どんな目的でつくられたのでしょうか。また、その利用回数というのはどれくらいありましたか、わかったらお聞かせ願いたいと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） リサイクルセンターの2階の会議室につきましては、現在大きい部屋と小さい部屋という形になっておりますが、2部屋あります。主に環境関係のボランティア団体が意見交換や、それから情報交流の場として自主的な活動を促進するために設置したものでございます。利用状況につきましては、今年度には、大口のごみ減量を考える会の環境活

動の場として御利用いただいているほか、レジ袋削減有料化懇談会、さらには近隣市町で構成します3市2町公害対策連絡協議会、大口町廃棄物減量等推進員に対する分別収集説明会を開催しております。

このリサイクルセンターにつきましては、1階に分別に使用する器材、それから刃物等ございまして、若干危険物もあるということもあり、安全管理上の問題がありまして、開館時間外の貸し出しというのは困難な場合もありますので、開館時間内での利用希望がありましたら、積極的に利用をしていただきたいというふうに考えております。

(5番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 何回ぐらいの利用がありましたでしょうか。

議長(吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 20年度でございますが、先ほど言いました廃棄物減量等の推進分別説明会というのが2回で80人、それは4月でございます。7月にレジ袋の有料化懇談会が行われまして、13名参加。それから、3市2町の公害対策連絡協議会が8名ということで、これで100名です。それから、ごみ減量を考える会が月2回定期的に行われておりますので、1回10人程度ということで、17回で延べ170人ということで、合わせて270人ほどとなっております。

なお、冒頭に言いましたように、部屋の目的は先ほど言いましたが、100をどのぐらいの回数とか、人数という目標、そういう形のあれは持っておりませんので、利用率というものはちょっと出せませんので、申しわけございませんが、そういう状況でございます。

(5番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) ということは、日数といいますか、回数というのが非常に少ないんじゃないかなというふうに思っております。せっかくすばらしい会議室がある。この利用をもっともっとふやしていくということが大切ではないかなというふうに私は思っております。恐らくこれを当初つくられたときには、この利用率というのは、最低でも50%ぐらいの利用日数はあるであろうというふうにつくられたんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、せっかく今いろんな各地域、団体、それぞれ大口町の中でもNPO団体だとか、多くの団体、まちづくりというようなことも出ております。そういう人たちのためにも、もっともっと活躍していただくためにも、せっかくあるこうした施設を、大口町の中でも意外と知らない人がまだおるんじゃないかなというふうにも思っております。そういう利用の場所、活動の場所をもっともっと宣伝してあげて、こういうところを利用してくださいよということになれば、

皆さんにもっともっと活用していただけるんじゃないかなと。あそこを利用することによって、ごみの分別、大口町からどれくらい集まってくるんだろうかといったようなことも見ていただける。そうなれば、やはりここへ来て、会議室を使うおかげで、ごみの分別、ごみの収集、どんなような形で行われているかというようなことも目で見ていただけるというように私は思うんですね。だから、もっともっと宣伝、もっともっとPR等もしていただいて、利用していただきたいと思います。

以前、このリサイクルセンターが下小口地区にあったころは、当会場の方に小学校の2年生だとか、あるいは小学校の4年生の方が見学に来ておられたということも聞いております。だけれども、向こうへ行ったら、全然見学がなくなった。やはり先生が変われば教育方針も変わるかとは思いますが、形はどうであれ、積極的に参加してほしいと思います。一回でも利用回数をふやすべきと思いますが、こうした学校の取り組みですね。4年生あたりが今まで見学していたのが、なぜなくなったのか、そこら辺、ちょっとお尋ねします。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 町内の子供たちの見学ということでございますけれども、学年によって町内の見学場所を決めながら見学しているわけございまして、歴史民俗資料館だとか、分別の場所だとか、いろんなところを回って歩くわけでございます。学校の計画に従ってやっていることでございますので、よろしくひとつお願いをしたいと思います。

なお、こういう大事な施設でございますので、今後こういう場所を積極的に見学させるように、そんな指導をしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） ただいま教育長の方から前向きなお言葉をいただきました。本当に教育というのは、よく言われるんですけども、心に火をつける。生徒の心に火をつけるのが教育だというようなことも聞いております。ゆえに、やはり燃えている先生がなければ、生徒も燃えないというようなことも聞いております。生徒の心をいかに燃やすかというのが教育者の心だというようなことも言われております。少しでも小さな子供たちが町内のこういった施設を見学して勉強していただくといったようなことも大変大切ではないかと思っております。どんどんこういったところの見学ということは進めていただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、2時55分まで休憩といたします。

（午後 2時45分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時55分)

(5番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 2番目、生ごみの減量についてお尋ねします。

午前中、同僚議員の質問もありました。現在、河北地区では生ごみの減量活動をしております。なぜか。それは、御存じのとおり環境美化センターがあります。可燃ごみがふえれば、それだけダイオキシンが発生します。まして、生ごみといえば、90%以上が水分だと言われております。これを減らすためにみんなで努力し、子供のため、孫のために、少しでもよい環境を残そうと頑張っております。町内の皆さんの関心も高く、ほかの地域にも広がるように頑張っております。

平成19年度中に河北地区で生ごみ搬入量3万2,140キログラムが集積されまして、堆肥6,250キログラムができたということでございます。この堆肥は、各地区、あるいはボランティア活動で小学校の花壇に花植えするといったようなときにも使わせていただいております。ことしも小学校の花壇に花植えをしました。以前は集中か分散かというような議論が出ていたんでございますけれども、今、生ごみの問題について、集中型だとか、分散型だといったような議論が出ておりませんが、何か予定があるか、お聞かせ願います。

議長(吉田正輝君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 宮田議員さんより、生ごみの減量について御質問いただきました。お答えさせていただきます。

本年度4月より河北地区の上郷区及び二ツ屋地区に加え、仲沖地区の回収が始まりました。世帯数は426世帯から479世帯と53世帯増加しました。その結果、4月から8月で生ごみの搬入量が前年度比119%になっており、河北エコステーションでの生ごみ堆肥化事業は着実に進んでいるものと考えます。

この生ごみ堆肥化につきまして、最近動きがないのはなぜかとの御質問でございますが、この生ごみ堆肥化につきましては、ごみ処理施設広域化の検討をする中で、地域の皆さんと協議をし、決定していかなければならないと考えているためでございます。

なお、これからの生ごみ堆肥化を考えていく上で、現在の河北区での取り組みが大きな参考になるものと考えております。以上でございます。

(5番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) ありがとうございました。

次に入ります。2番目でございますけれども、におい対策。

生ごみといいますと、すぐにおいが臭いといったようなことが浮かんでくるんですけれども、このにおいを解消するために、もっともっというんなメーカーさんの機械を調査していただきまして、におい対策というものを進めていただきたいと思いますけれども、エコステーションの施設にそうした設備の導入はできないでしょうか、お尋ねします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 同じく生ごみ減量についての御質問の中におい対策は何とかならないかという御質問でございます。

現在、河北エコステーションでの問題は、やはり生ごみ堆肥化を進めていく際、最も問題になるのがこの生ごみのおいの問題であります。堆肥化の機械に脱臭装置を併設しているものが現在多数ございます。また、脱臭装置には脱臭方法の違いによる種類が非常に多くあり、どのような脱臭装置を設置することが有効かについて、早急に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） ありがとうございます。前向きに取り組んでいただきたいと思います。

最後になりました。エコステーションのアピールをもっと前向きにというように題しまして、最後に、大変難しいかとは思いますが、江南丹羽環境美化センターには多くの見学者が訪れています。この見学者にエコステーションのアピールもしてもらえないか。この美化センターには、昨年2,139人の見学者があり、江南1,346人、大口282人、扶桑が373人、その他138人、こうした関心のある見学者に生ごみが堆肥になる過程を目で見てもらい、においも感じてもらう脱臭装置を考える時期に来ていると思います。本当にいい機械があるという資料も私持っておりますけれども、本当に前向きに検討していただきまして、ごみの減量がそう悪いものじゃないよというようなことをどんどんアピールしていただいて、こうしたときにお金を使っていたいただきまして、いい結果を得ていただきたいと思いますので、よろしく願います。

簡単ではございますけれども、以上をもちまして、私の質問を終わります。以上です。

柘 植 満 君

議長（吉田正輝君） 続いて、柘植満君。

3番（柘植 満君） 3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、学校教育でのアレルギー対策の取り組みについて質問させていただきます。

文部科学省が監修し、学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」がことし4月以降、全国の教育委員会、学校などに配付され、アレルギー疾患のある子供たちを学校や園でどう支えるかという視点の取り組みが示されました。

このガイドラインは文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会が平成19年4月、全国の公立小・中・高校を対象として行った調査をもとに、学校におけるアレルギー疾患への取り組みの推進に向けた方策を提言したことを受けて、報告書に盛り込まれた共通理解に基づく取り組みを具体的に示したものと位置づけたものでございます。アレルギー医療の現状は、医療機関を選択する情報もなく、たまたま受診した医師の資質によって治療やその後の生活が大きく左右され、学校生活などで著しいQOL（生活の質）の格差を生んでおります。

また、医療の混乱につけ込んだ不適切な民間療法、いわゆるアトピービジネスに取り込まれる人も後を絶たないことから、学校、地域などで適切な治療につなげる連携体制の構築が急がれております。そこで、お尋ねをしていきます。

まず、本町のアレルギー疾患の有病率の実態を保育園、小中学校別にお教えてください。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 1番目の回答であります。

保育園、小学校、中学校を、教育部がまとめて御説明をさせていただきます。

アレルギー疾患には、気管支ぜんそく、食物アレルギーによるアナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患もあります。園児が通う保育園、児童・生徒の学校生活を安心・安全なものにするために、それぞれの保育園、学校、保護者及び主治医を交えて、正しい知識に基づいた円滑な意思疎通を行うことが大前提であります。

その一つの手段として、各学校において、保護者や校医からの情報提供、指導により、要観察児童名簿を策定して取り組んでいるところであります。

その状況については、平成20年5月1日現在、南小学校は、全児童364人に対し12人、保有率3.3%、北小学校は、全児童564人に対し27人、保有率4.8%、西小学校は、全児童607人に対し42人、保有率は6.9%、大口中学校は、全生徒693人に対し26人、保有率3.8%です。なお、小学校全体では、全児童1,535人に対し81人、保有率は5.3%、小中学校全体では、2,228人に対し107人となっており、保有率は4.8%であります。

また、保育園につきましては、保護者からの情報提供により各園児のアレルギー症状を把握していますが、平成20年9月1日現在、南保育園は、全園児113人に対し26人、保有率が23.0%、中保育園は、全園児157人に対し26人、保有率は16.6%、西保育園は、全園児164人に対し22人、保有率は13.4%、北保育園は、全園児125人に対し34人、保有率は27.2%、保育園全体では、全園児559人に対し108人の数字が上がっております。保有率としましては19.3%と

なっております。以上であります。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) かなり多くの方たちがアレルギー疾患に悩まされているということで、今いろいろと伺いましたけれども、学校では気管支ぜんそく、アトピー、アレルギー、食物アレルギーとか、部門別には分けておられるのでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) ただいまの質問でありますけれども、それぞれのアレルギー疾患についての調査は詳しいものを持っておりません。ただ、食物関係についてであります。卵が38人、そばが17人、生卵が14人、魚介類、青物ですけれども13人、モチ米が5人、鶏肉が3人、その他乳製品で1人お見えになるということで人数は把握しております。しかし、これを足しますと、学校の107名の数値に合いません。これは、学校の方が検査結果等の情報を提供していただくように願っておりますけど、親さんの方から出てきていないということから把握ができておらんということで御承知おき願いたいと思います。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) 学校に4月に配られましたガイドラインですけれども、この中に細かくいろんな取り組みが記載をされております。このガイドラインが配付されておりますが、先生方、職員全員の方たちはこれを周知されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) このガイドラインが流れてまいりましたのが平成20年の6月に大口町へ流れてまいっております。そんな中で、先生方はアレルギーというのを知ってはおみえになりますけれども、実際にそれぞれの患者に種々さまざまな症状があります。そこまでなかなか把握していないのが現状でありまして、私ども、今後は教員すべてが共通の認識を持って、これに当たっていきたいというふうに考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) 4月に配付をされて、現場へそれがきちっと届いたのが6月ということでございます。6月にこれが配付されているところでもありますので、これから細かいところはいろいろとまた検討もされていくのではないかとってはおりますが、保育園でもこのガイドラインは先生方に読んでいただきたいというふうに思います。というのは、アレルギーが一番多いのは乳幼児、1歳、2歳が一番多いということになりますので、どうしても保育園のとき

からしっかりした把握をして、学校に情報をつなげていくということが大切ではないかなと思いますので、そういった情報を保育園の先生方もきちっと把握をしていただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 子供たちのことです。私ども、今の御質問に対して、誠心誠意保育園の方にも情報を流していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） それでは、保育園ですけれども、ガイドラインはありませんが、保育園から学校へと情報が必要になるということを申しましたけれども、保育園ではどういう取り組みをされているのか、教えていただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 食のアレルギーという観点でまず申し上げますと、具体的には、年に1回でございますが、保護者の方から医療機関においての検査結果を指示書という形で添付していただく中で、食事療法の依頼状を関係園に委託しまして、1年間有効という中で、年度当初に出していただくということで進めております。食については以上でございます。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） そうしますと、ここの中に生活指導表とか、アレルギーの管理指導表が含まれておりますが、これに近いものが保育園では行われているのでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 今回のガイドラインに基づくレベルというのがございますが、これに基づきまして一応対応しておるという実態がございます。

それで、大きく言いますと、保育園としましては、レベル2、あるいは3を適用する中での保育園給食の提供をしておるという状況でございます。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） アレルギーには、さっきおっしゃったように、アトピーから鼻炎から気管支ぜんそく、食物アレルギーというふうにいるいろいろございますけれども、文科省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会の報告書によりますと、学校が各種の取り組みを行っているというふうに答えたという割合は高かったということでございます。しかし、実際にアレルギー疾患で悩んでいるお子さんを持つお母さんたちに伺いますと、実際とはちょっと違うというこ

とで、こんなに対応してくれていないという声が多いというのが、この調査検討委員会の中の現状でした。大口がそうだということではなくて、そういう調査結果でありました。

そういったことを考えると、学校が一生懸命努力をしてくださっていますけれども、お母さん方の受け取り方と多少違う面も出てくるかというふうに思うこともありますので、その辺のところもしっかり情報交換をしながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、気管支ぜんそく、本当にこの方たちにとっては、特にたばこの煙ということで、以前は禁煙対策におきまして、学校敷地内の禁煙ということを提案させていただきましたけれども、その時点では、たしか学校の先生にお任せという御答弁だったと思います。しかし、現在はそういったところがどんどん進んできておりますので、大口町の学校でもこうした取り組みは現在どういう状況なのか、その後の検討とかも含めて、教育長さんにお尋ねしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 健康増進法が施行されたとき、そういう御質問をいただいたというふうに記憶をしておるわけでありまして、県が校地内の禁煙を行うという状況の中で答弁をした覚えがございます。学校は自己決定をする。ちゃんと意思を持って、そういうことに対応していくのは学校にお任せをする、こういうふうに言ってきたところでありますが、そのとおりでございまして、校地内での禁煙をしておるところがほとんどでございます。学校そのものが、教育課程を決めて、そして実践をして、そして評価をしていくという自己決定力を持った集団でございますので、教育委員会がやれ、はいというようなことではだめであろうということで、そういうことをお話した記憶がございます。非常に大事なことでございまして、学校によっては随分前に校地内の禁煙が実現している、そういう状況でございます。よろしくひとつお願い申し上げます。

（ 3 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3 番（柘植 満君） それでは、2 番目の質問に入ります。

文科省の調査によりますと、食物アレルギーの児童・生徒は全国に約33万人、重いアナフィラキシー症状を起こす子は1万8,300人いると言われております。また、全国学校栄養士会が行った調査によりますと、2002年、03年度の2年間で学校給食が原因でアレルギー症状を起こしたケースは637例ということで、約50例が命を脅かす可能性があったアナフィラキシーショックが起きたということでもあります。

そんな中で、本町でもこうした重症を起こす可能性のある児童・生徒はいるのか、お教えいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 今現在、おりません。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 本町にはそういう重症の子はいないということで、大変安心をいたしました。しかし、こうした子供が今後いないとも限らないというふうに思います。アレルギーによるアナフィラキシーに備えまして、病院に着く前に使うアドレナリンの自己注射、エピペンというんですけれども、2005年に承認をされました。今回のガイドラインでは、エピペンをみずから注射できない症状にある児童や生徒にかわりまして注射することができるというふうに明記をされております。AEDと同じことで、法的には問われないということでございますけれども、そうしたときの学校での対応は検討していらっしゃるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） それでは、エピペンの投与の関係についてお答えをいたします。

エピペンの注射・投与の件であります。平成20年3月に日本学校保健会が「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を発刊し、今手持ちにありますその本でありますけれども、67ページにエピペンの使用方法が書いてあります。

エピペンは、本人もしくは保護者がみずから注射する目的でつくられたものであるというように書いてあります。そこで、エピペンの注射は法的には医療行為に当たり、医師でない者が医療行為を反復継続する意思をもって行えば、医師法の違反になるということになっております。アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、エピペンをみずから注射できない児童・生徒にかわって注射することは、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられるというふうに記述されております。

そこで、全体的に「考えられます」ということを分析しますと、一方的な判断による文面であるというようにも私どもは思われます。また、責任問題につきましても、「問われないものと考えられます」とありますが、明確ではありません。万が一アドレナリンという強力な薬を誤って注射した場合、だれが責任を負うのか。また、誤って注射した場合、後遺症等に対しだれが責任を負うのか等について、先日、私ども教育委員会でありますけれども、医師と相談をいたしました。医療行為に対する最終責任者はだれがとるのか、大きな問題があるよ。絶対やるべきではないという見解をいただきました。

このため、学校としては、アレルギー症状の児童・生徒の情報、非常時の対応については、

保護者との確認、校医との連携をとりながら、緊急時の処置などについて、個々の児童・生徒に対して必要な取り組みを学校の実情に即して行わなければならないというふうに私どもは考えます。

そこで、一つ目でありますけれども、アレルギー疾患のある児童・生徒への取り組みに対する学校の考え方、二つ目といたしましては、取り組み実践までの流れ、三つ目として、緊急時の対応体制、四つ目といたしまして、個人情報の管理及び教職員の役割分担、五つとして、一人ひとりのプランの作成をし、状況に応じ柔軟に対応していくことが賢明だと考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) ちょっと聞き取れなかったんですけども、校医さんと相談をされたということで、お医者さん、校医さんがどうおっしゃったのか、もう一度お聞かせください。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) 法律では、いいだろうというようなことでありますけれども、多くの医師がお見えになりますけれども、医師たちがこの投与をすることの認識がまだ非常に薄いということから、もしその学校の先生が末梢神経に誤って打った場合、壊死を起こします。そうしたときに、果たしてそれが救命だからといって許されるのかというような問題が発生してきます。ですから、今の段階では、まだまだ学校の先生方にそうしたリスクを負わせることは非常に難しいのではないかとということで、私どもも、救命を急ぐのは必要なことでありますけれども、一刻も早く病院へ搬送する体制をとる方が重要ではないかなというふうに考えて、今申し上げたとおりであります。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) こうした対応に、依然として学校現場に戸惑いがある。そのとおりでございます。理解、周知を進める必要がある。これも言われているところであります。親が駆けつけるのに時間がかかる。また、今はないですけれども、そうした子供がたとえいたとする考え方のもとですけれども、本人の意思が薄れていく状況では、どうしても先生が打ってほしいという声がたくさんあった。そういうことから、今回こうしたガイドラインの中に明記をされたということでございます。

先生方にはちょっと失礼かもしれませんが、この中では、医師も教師もかわりに処置ができるということを知らない人が多いというふうにも言われております。独立行政法人の国立病院機構相模原病院があるんですけども、ここの今井孝成先生は、「これまで学校によって対応に大きな格差があった。このガイドラインが制定されたことで、すべての児童・生徒に

医師の指示に基づく対応ができる道が開かれた」というふうに語っておられました。やはりこういったためにガイドラインができて、またそういった対応のために先生方が研修を行っていただいたり、そういったことの必要性をここにうたわれているのではないかというふうに思います。

参考ですけれども、一宮市では、アナフィラキシーの可能性のある子供は58人お見えになるそうです。それから、釧路市では、エピペンを使用している件数が50件あるということもあります。今回、文科省、学校保健会がこうした取り組みを掲げたことは大変画期的なことではありません。今後、アナフィラキシーのことをまず知っていただく。そのための研修を行っていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） まずエピペン投与の件であります。この投与をするには、要は処方せんが要ります。その処方せんは、医師と、それから学校の先生、それから保護者が同時に立ち会ってこの処方せんを受けるものであります。通常は養護教諭が学校にあります。しかし、その方が常時朝から晩までいるとは限りません。そうしますと、他の教員の方々に、医師と保護者との処方を受けることは当然不可能な状況であります。しかし、今言ってみえることは、私ども、人命救助のことから当然取り入れていきたいとは思っておるわけですが、ただ心配なのは、人命を救って、何もなければ、それでありがたいという言葉が出るかもしれません。しかし、先ほども申し上げたように、もし末梢神経に打って壊死したような場合とか、その1時間前に過激な運動をしてアナフィラキシーは症状を起こす状況が出てまいります。そういうことを把握せずに打つということは果たしてどうなのかというのを私ども心配しているところであります。これからは先生方に研修を受けていただいて、そういう認識が高まったところでこれを考えるということであるなら、私ども教育委員会は受け入れますが、今の段階では受け入れることはできません。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 学校側の対応はよくわかりました。今後そういった児童のための対応というのは大変大事なことであります。また、何もなっていない平常の子供に注射を打つわけではありませんので、さっきおっしゃいましたように、きちっとかかりつけの医者との連携ももちろん必要ですので、そういった中で、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

次に、学校給食のアレルギー対応についてお尋ねをいたします。

安全に学校給食を食べられるようにということで、アレルギーの児童・生徒の皆さんがたくさんいらっしゃいましたけれども、個々的にはレベル別にどういう対応がされているのか、お

尋ねをいたします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） レベル的な対応という質問であります。

学校給食のアレルギー対応については、配付した給食の献立表に対し要望があった家庭へ、給食材料表、栄養分析表、使用添加物表等を案内しております。その給食の献立の内容により、さきのアレルギー疾患の児童・生徒107人のうち6人、小学校が4人、中学校が2人、この方は弁当を持参しております。それから53人です。小学校40人、中学校13人の児童・生徒はアレルギーの原因となる食材・食品を自分で除去することで対応しております。これは保育園では年齢的にも低いということで、そうしたものを除去することはなかなかできないと思っております。されど、小学校の1年生以上になりますと、この除去は、お母さんが、きょうは青いサバの煮つけなら煮つけだよと言えば、サバを除去することは可能になってまいります。残りの48名につきましては、食物アレルギーはあるものの、保護者に調査依頼をしておりますが、専門的なI D E、要は検査結果による食物除去の必要性がある品目はありません。

各学校における児童・生徒の食物アレルギー対応の段階的レベルは、レベル1の除去対応の児童は、南小学校が12名、北小学校が26名、西小学校が2名、中学校が13名、弁当対応のレベル2の児童は、南小学校、北小学校ともゼロとなっており、西小学校で4名おります。さらに、中学校の生徒は2名がレベル2となっております。

除去品目数が多いと食物アレルギー対策が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏るといふことにもなりかねます。そこで、関係職員が研修などを通じまして対応するための資質の向上に努めているところであります。

また、その他の対応といたしまして、行事給食のデザートにケーキを出すとき、卵、乳製品のアレルギーの方はケーキが食べられないので、フルーツゼリーを代替にしております。また、卵アレルギーに対して、アナゴどんぶりだとか、どんぶり物ですね。そうした場合は、アナゴと卵のバットを分けて、それぞれ対応できるようにしております。

先ほど要因となる食材の人数は申し上げたとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 大変御努力をさせていただいて、ありがたいと思っております。本当にアレルギーの子たちを試みれば、先ほどもおっしゃったように大変アレルギーは複雑でありまして、大豆はだめだけれども、加工してある豆腐は食べられるとか、食品によって食べられるものと食べられないものがあるわけですね。そういった中で、大豆がだめだからといって、食

べるものが全部削減されてしまえば、本当に栄養が偏ってしまうということで、学校給食の栄養士さん方も大変苦勞されていると思います。これがレベル1から2、3、4とありますけれども、レベルが高くなるほどそういった対応ができれば一番いいんですけども、予算の都合、人件費の問題とかもありますので、とにかくできるところから今やっていただいているという状況ですけれども、今後、レベルの中で工夫ができるところがあればお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、保育園の場合は、先ほどもおっしゃったように、食べるのが、これを分けるということもできないので、保育園の場合は献立表を早目にお母さんにお渡しして、そこからその日の給食はということとされているのでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 保育園の給食の提供でございますが、アレルギーを持った園児につきましては、今、議員から御指摘のとおり、1ヵ月分のメニューを事前に親御さんに配付しまして、関係のあるアレルギーの子供さんの親御さんについては、何が問題があるというようなことでの指摘、御意見の方をいただきまして、除けるものについては除く、あるいは必要な子供さんについては弁当を持参というようなことで、先ほどの御質問でお答えしましたように、レベルの2、あるいは3で対応しておるという状況でございます。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 保育園でも弁当持参の子はいるのでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 少し細かい話になりますが、南保育園では、レベル2ということで弁当対応の園児が2名、それから、主食がパンのときは御飯のみ持参というケースもございます。弁当持参は南保育園だけでございます。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 弁当持参の子は保育園も小学校も中学校もいるということでございますが、皆と違う。あんなだけ違うものを食べているということはいじめにつながったりする例もあるそうですけれども、うちの学校の中では健康教育というのはどういうふうに対応されているのでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 私ども、今、養護教諭とか、それから栄養士がおるわけですけど、食育の関係について当然授業があります。その中で、その疾患の認識を子供たちに小さなうち

から教えていって、苦労しているんだと。みんながその子供たちをかばいながら、一緒になっていける教育を今大口町はとっているところであります。今後もさらにそういう授業を進めていくということで御理解いただきたいと思います。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) ありがとうございます。

アレルギーの子供さんたちは掃除が免除になったり、生活上の配慮といいますが、そういうふうな対応は今どういう状況でしょうか。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) 食物だけではなくして、アレルギーは花粉もあれば、ほこり、ダニ等ありますね。既にわかっている方は、先生方がそういう児童・生徒はなるべく避けるように配慮していただいているというのが現状です。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) よくわかりました。

次に、アトピー性皮膚炎の対応についてお尋ねをいたします。

専門医の指摘では、今最も困っている人が多いのはアトピー性皮膚炎というふうにされております。多くの児童・生徒も絶えず襲うかゆみによって、学校生活が障害されているだけでなく、外見からいじめの標的にされたり、クラスメートの「汚い」などという心ない言葉に傷ついて、そして不登校、引きこもりの原因にもなっているというふうにも言われております。

私も、知り合いに全身かさぶたができてかゆいので、かいて、そこらじゅうから血がにじんでいるという子供さんを見てきたことがあるんですけども、本当に悩んでいる子供さんにとってみれば大変なことだと思います。アトピーで本当に親子で心中しようかなというようなこともあったということもありますけれども、アトピー性皮膚炎の治療は皮膚を清潔に保つスキンケアということが大変大事なことでありまして、症状の強さに応じた軟膏を必要な量、必要な時間に塗ることが基本になります。学校では、夏場や体育の時間、休み時間の遊びの後に、かいた汗の対策ということ、そしてプールの塩素対策などが必要になりますけれども、どのような対策をとられているのでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) アトピーの関係、私どもの子供もアトピーで、よく言ってみえることはわかっております。

そこで、プール水の消毒のために塩素は衛生上重要な働きをし、プール水の衛生基準を維持

している状況、今現在、大口町は管理の状況であります。

そうした中で、アトピー性皮膚炎等の対策として、プール使用後の温水シャワー浴、さらにはそのシャワーを浴びた後、保湿剤等が有効であることは十分理解をしているところであります。

平成4年6月に当時の文部省は学校環境衛生の基準の見直しを行い、県、各市町の教育委員会へプールの腰洗い槽の設置と使用を義務づけないということで、体の汚れ等はシャワーで流すようにという通達が出されておるのは御存じかと思えます。

そのことを踏まえまして、大口町では各小中学校のプール施設に温水シャワーを平成7年度に設置し、塩素への対応策としております。また、小学校の保健室の温水シャワーの設置については、アレルギー疾患児童だけの問題ではなく、低学年の大小便のお漏らし等の問題も非常に頻繁に聞いておるところであります。シャワーと便器の設置を、学校の改修工事とあわせて、今後検討をしていくつもりであります。

(3番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) さきの御答弁までいただいてしまいましたが、順番がちょっと狂いましたけれども、まずプールの塩素対策ということで、以前、塩素を使わないマイオックス、塩素を使うと、どうしても目に刺激があったり、そういったものがあって、マイオックスという塩と水しか使用しない殺菌浄化装置を使ったプールの消毒が行われておるということは、3年前に多分私、少しお話をさせていただいたと思うんですが、そういった情報は御存じでしょうか。

議長(吉田正輝君) 教育部長。

教育部長(三輪恒久君) そういうものがあるということは私ども生涯学習課の温水プールも持っておりますので、承知しているところであります。生涯学習課の温水プールの方は、セラミックというものをやりまして、塩素を優しくする、そんなようなもので、今、温水プールの方は稼働しているところでありますが、学校にもプール等の必要があれば、そうしたものを入れることは可能ではないかなというふうに考えております。今後は、学校の子供たちを思うなら、そのようなことは十分考えていかなくちやならんだろうというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

(3番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 美和町が、この塩と水を使用した殺菌浄化装置をプールに設置されているということで、平成13年ごろからだんだんそういった装置が導入をされてきました。電気代も、普通のプールよりも半年で電気代が約130万の節約につながったということもあったり

いたしまして、一度そういったところの視察もしていただければありがたいなというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、小学校の保健室に温水シャワーの設置については、先ほど検討されていくというお話をいただきましたので、飛ばします。

とにかく皮膚炎の治療は、皮膚をきちっと清潔にするということが大事ですので、ぜひぜひそういった取り組みもよろしくお願ひをしたいと思います。

それから、アトピーも10年前からやっと指針が出たと言われておりますので、アトピーの考え方がまだ浸透していないという状況でもあります。保健師、そして教師の方々、アトピーの専門家を呼んでの研修はどのように行われているのか、お尋ねします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） アレルギー疾患に対する研修であります。管内小中学校養護教諭及び管内市町保健師等を対象に、学校でのアレルギー対策についての講演会が、実は8月22日に江南保健所で開催されました。

そこで、講演の内容については、今年の3月末に発刊されました「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、先ほどからお話が出ております、こうしたガイドラインでありますけれども、これが話題になって、この内容について報告がありました。

そこで、この内容のことはまだまだそれぞれの学校で認知度が低いということで、私ども、感想を聞いております。そこで、先ほどからも申し上げているように、こういった情報をまず提供すること、それから研修を受けていただくこと、それから保護者との意思の疎通を図っていくことが、こうした疾患を少しでも抑えていく唯一の方法ではないかというふうに考えておりますので、今後は大いにこの研修を進めていくものでありますので、よろしくお願ひをいたします。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 愛知県で環境再生保全機構が指定になっているということでございますけれども、その愛知県の再生機構の中でアレルギーの研修が行われているということを伺いましたけれども、そういったところには参加はされておられませんか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 今のところは参加しておりません。

（3番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） ぜひ行政、そして教育委員会のトップから、こういった研修も受けてい

ただきたいということも感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから最後に、保護者に対してアレルギーの情報提供はどのように対応されているかということをお聞ひたいんですが、先ほどもしっかりとろんな情報提供をしながら、学校と、それから保護者との連携というお話もされておりましたけれども、アトピーに悩む人にとっては、どんな治療をすれば治るのか。また、医者を実際にあちこち渡り歩いたり、参考になるパンフレットが欲しい。だれに相談したらよいかわからないとか、生活環境をどうしたらよいのかとか、いろんなさまざまなことでお悩まれております。そういった中で、アレルギーの情報提供の対応をお尋ねしたいと思ひます。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 学校では、保護者への情報提供といたしまして、先ほどから申し上げておるように献立表のほかに、アレルギー疾患を持つ児童・生徒の保護者に給食材料表や、それから栄養分析表、さらには使用添加物表を渡しております。また、情報提供ではありませんが、アレルギー疾患を通し、病気を理解し、困っている友人を支える心を育てる教育を行うことが一番大事なことだと考えております。

なお、保育園の給食では、事前に医師からのアレルギー源指示書を提出してもらい、除去食をつくるために、毎月何が食べられないかをチェックしてもらう対象児用の献立表を保護者の方に手渡しているところであります。同時に、学校としましては、保護者から最新の情報を提供していただくよう、保護者会、家庭への連絡文書により呼びかけていきたいと考えております。

アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校保健を考える上で、既に学校に、クラスに各種のアレルギー疾患の子供たちが多数在籍しているということを前提にしなければならないという状況であります。そこで、学校が、アレルギー疾患の児童・生徒に対する取り組みを進めていくためには、学校生活での配慮や管理に生かすことができる個々の児童・生徒の詳細な情報を把握していく必要があります。その方策としまして、主治医によって記載され、保護者を通じて学校に届けられるアレルギー版の学校要観察児童名簿を用いた管理を実施していきたいと思っております。

アレルギー疾患の診断や治療は日々進歩しており、今後は常に最新の情報を参考にすることができるよう、資料を提供することで、学校と保護者の間で正しい認識に基づいて円滑な意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

そこで、日本アレルギー学会専門医という医師の名簿が実はあります。そこで、大口町にはさくら病院の小児科にその精通された先生がお見えになるということ、さらには愛知県下には数々それぞれ市町の公立病院、さらには私立病院等があります。こういった情報を提供してま

いりたいというふうに思っております。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) よくわかりました。

そういった情報のことも大事でありますけれども、これも国から出ております「よくわかるアトピー性皮膚炎」、本当に細かくアトピーがどういった治療をしたらいいのか、またどういう薬、その塗り方、きちっと塗らなければ完治しないといった内容、そして、「よくわかる食物アレルギー」という小冊子が出ております。これは両方とも国から出ております。こういったものを保健センターなどでも設置されておりますか。

議長 (吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (水野正利君) 現在のところ確認しておりません。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) これは送料だけで、無料なんです。だから、たくさん町で取り寄せていただいて、例えば学校のアレルギーの親御さんにこれを見ていただくとか、それから保健センターに置いていただいたりとか、そういったこともしていただければありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (水野正利君) ただいま無料というお話がございましたので、ぜひとも積極的に検討させていただきたいと思っております。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) それから、これは食物アレルギーの基礎知識ということで、アレルギーの免疫から、いろんなことが細かくわかりやすく、食事療法の基本の考え方もわかりやすく書いてあります。そして、ありがたいことに、「食物アレルギー基礎知識」もアレルギーのレシピが全部載っております。これも無料でございます。送料は要ります。だけど、こういうものを本屋さんで買ったなら1,000円はしますよね。写真つきですので、こういったものを皆さんに情報提供していただければいいなと思っておりますので、こういったことも保護者の方に配付をしていただいたりとかでまた努力をしていただきたいと思います。いかがですか。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) 私ども、子供の疾患については敏感になっております。そうしたことから、情報の提供でできることであるならそれを受け入れて、配付をしていきたいと思って

おります。よろしくお願いたします。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) それから、先ほど日本アレルギー学会の専門医がさくら病院にいらっしゃるということをお聞きしましたけれども、町のホームページでアレルギーの情報を掲載してはいかがかなというふうにも思います。お医者さんもそうですけれども、ほかの面でも情報が提供できれば、例えば福祉の方の保健センターの中でアレルギーの情報を提供していただくとか、いろんな方法があると思うんですが、いかがでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) 実行していきます。

(3 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) それでは、最後です。本当にいろいろと細かい取り組みをしていただいて、今後ともよろしくお願をしたいというふうに思います。

アレルギーを質問することに対しまして、アレルギーを考える母の会の代表の方が神奈川にいらっしゃるんですけれども、愛知に来ていただきまして、私たち、本当にいろんな勉強をさせていただきました。アレルギーの子供さんが生まれたときから、乳児のときからアレルギーで、親子で健闘しながら子育てをされた。どんなに大変だったかというお話も伺いながら、私たちは直接そういった子供を持っておりませんので、その苦しみというのは御本人じゃないとわかりづらいというところもありまして、こういった取り組みを、以前はアレルギーに対して国も 1 億しか予算がなかったところ、今は国も 10 億の予算をアレルギーに対して組んで、取り組んでいただいております。そういった中で、本当に私たちも、アレルギーの子供さんたちを見ると、大変な中で何とかもう少し治療ができないのかなというふうにも考えたりすることが多々ありますので、最後にお話をしましたホームページの情報提供とかもしていただき、今後とも学校におきまして、アレルギー疾患を持つ子供たちの安心・安全な生活ができるような取り組みをぜひお願いたしまして、質問を終わらせていただきます。

散会の宣告

議長 (吉田正輝君) 一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了いたします。

引き続き 9 月 24 日水曜日午前 9 時 30 分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

(午後 4 時 0 0 分)

